

第3章

学 生 生 活

1 学生生活の始まり

1 学生生活を始めるにあたって

(1) 掲示板・学生ポータルサイト等の確認

キャンパス内の掲示板または学生ポータルサイト等を通じて大学から学生の皆さんへ重要なお知らせを行います。これらを定期的を確認する習慣を身につけることはとても大切です。

詳しくは、第3章インフォメーション「1. 大学から学生への連絡・通知」(P. 153)を参照して下さい。

(2) 守って欲しいこと

●住所等が変わったら、忘れずに変更届を提出してください。

次の事項に変更が生じたときは、速やかに事務部へ届け出てください。変更届の提出を怠っていると、大学からの事務連絡や緊急時の連絡が伝わらず、不利益を被ることになります。(関連 P. 159)

- ・現住所（電話番号含む）
- ・携帯電話番号
- ・保証人の変更
- ・保証人住所（電話番号含む）
- ・本籍地
- ・改氏名

●無届けの「掲示」「印刷物の配布」等は禁止しています

学内での連絡、呼びかけ（クラブ・サークル勧誘を含む）の掲示や印刷物の配布は、許可を得なければなりません。意見・主張などを書いたパンフレット、ビラなどを配布したい場合も同じ取扱いとなりますので、必ず事前に事務部に届けてください。

●良識を持って行動しましょう

- ・授業中の私語、居眠り
- ・授業中の携帯電話等の使用
- ・レポートの丸写し
- ・遅刻、早退
- ・ゴミ、空カン等の放置
- ・音の出る履物（下駄に類するもの）
- ・ホームページ等の中傷、改ざん

その他、マナーに反することは禁止します。

●キャンパス内は分煙を行っています

指定の喫煙場所（灰皿設置）以外では禁煙です。歩行喫煙、タバコの投げ捨ては厳禁です。また、医学上、喫煙は有害であることがわかっていますので、健康管理のうえでも喫

煙はやめましょう。

●情報システム利用上の留意点

本学部の情報システムは、インターネットに接続していますので、電子メールを介して世界中の誰とでも情報交換したり、インターネット上に公開された様々なWebサイトにアクセスしたり、また自分のホームページから世界に向けて自分の意見を自由に発信したりすることができます。快適なインターネット環境は、それぞれの利用者の適切な利用と、絶え間ない技術革新によって実現されます。皆さんは、インターネットの利用者として、また情報環境技術の専門家として、自覚と責任を持って本学部の情報システムを利用しなければなりません。以下は、利用に当たっての基本ルールです。

①自己責任

インターネットを介して情報を発信したり受信するときは、それによって生じるリスクや社会的責任、法的責任を自分自身が負わなければなりません。

②言葉を選ぶ

表現上のちょっとした不備や文化の違いから、思わぬ誤解や争いを招くことがあります。メールやホームページから情報発信するときは、言葉を選び、相手を傷つけないよう注意しましょう。

③真実を見分ける

最近、意図的に間違った内容や、ゆがんだ情報を流すヘイトサイトが散見されます。受信した情報をうのみにせず、真実を見分ける力を身につけましょう。

④セキュリティ

パスワードの管理は、あなた自身のプライバシーを守るだけでなく、システムへの不正アクセスを防ぐ上でも重要です。システムの安定かつ安全な運用に協力しましょう。

⑤専門能力の向上

情報システムは、より快適な情報環境の実現を試す場（テストベッド）として利用することもできます。たえず専門能力の向上に努め、情報環境技術がもたらす社会やユーザーへの影響に配慮し、最善を尽くしてシステムの開発と評価に当るよう心掛けましょう。

⑥不法行為の禁止

他人の著作物を無断で複製したり転載する行為、データを改ざんしたりサービスを妨害する不正アクセス行為、相手の中傷したりプライバシーを侵害する行為、わいせつ書画の掲載やねずみ講行為など、いかなる不法行為も、決してしてはいけません。

以上の諸注意に違反した利用を行っているとはネットワーク管理者が判断した場合、ネットワークの利用を禁止し、関連する情報を削除することもあります。

(3) 気をつけて欲しいこと

●盗難に注意

大学キャンパスは公共的色彩の強い施設であり、学外者の出入りも比較的自由である反面、盗難事件の発生が懸念されますので、各自所持品は常に携帯するよう心掛けてください。

もし盗難にあった場合は、速やかに事務部に申し出てください。特に、キャッシュカードなどを紛失した場合には、カード発行元への連絡も忘れないでください。貴重品の所持にはくれぐれも注意を払ってください。(極力、貴重品や大金は学内に持参しないこと)

●「金融ローン」の利用は注意してください

「学生証だけで低利融資します」というこれらのローンは、利用手続きの簡便さが特徴です。しかし、実際には高金利の利息を支払うことになり、わずかな借金でも利息が利息を生み、その返済で学業に支障をきたすばかりではなく、家族にまで迷惑をおよぼす結果となります。どうしてもお金が必要なときは、両親などとよく相談してください。

●悪徳商法に注意してください

路上で「アンケートに協力して」と言って声を掛けられたことはありませんか。それがキャッチセールスで、金銭トラブルの多い商法です。また、英会話教材などの割賦販売のなかにもトラブルが多発しています。これらは、「海外留学の特典がある」などの甘い誘いと、「すばやい契約」がつきもので「解約に応じてくれない」「多額の違約金を請求された」などのトラブルが多いようです。

いずれも安易な契約がトラブルの原因ですので、契約に際しては、その内容について時間を置いて十分に検討したうえで判断してください。そして、甘い誘いにはのらず「断る勇氣」を持ちましょう。

なお、解約に関しては無条件で解約できる「クーリング・オフ制度」があることも知っておいてください。

また、営利目的ではない不審な団体から、入会の勧誘を受けることもあります。物品を無料で差し出されたり、会合に参加する誘いを受けた時には、毅然とした態度で対応してください。

●新手の詐欺に注意してください

オレオレ詐欺、振込め詐欺、ネズミ講、マルチ商法等における消費者トラブルが多発していますので十分注意してください。家族とも十分話し合っておいてください。

2 通学について

●通学定期乗車券について

通学定期乗車券(電車・バス)の購入方法は、次のとおりです。

①鉄道の場合の購入方法

各鉄道会社の指定駅で、駅備えつけの「通学定期乗車券購入申込書」に記入して、学

生証といっしょに駅窓口に提出して購入してください。

②バスの場合の購入方法

大学の通学証明書を必要とするバス会社の場合は、事務部で通学証明書を発行します。通学証明書を必要としないバス会社の場合は、学生証のみで通学定期券を購入することができます。

●スクールバスについて

「JR成田線木下駅～千葉ニュータウンキャンパス間」「京成勝田台駅～千葉ニュータウンキャンパス間」に、スクールバスを運行しています。運行日程は、ホームページ並びに掲示板を参照してください。

なお、基本的に、日曜日・祝祭日・各休業期間中・土曜日の勝田台ルートは運行されません。

※運行本数に限りがありますので、公共の交通機関を優先的に利用して下さい。

※交通事情による遅延・早着によって生じた被害について、大学は一切の責任を負いません。

●自動車・オートバイ等の車両通学（関連 P. 131参照）

①公共の交通機関を利用して通学することが困難な者で、車両通学を希望する場合は、願い出により車両通学を許可することがあります。

許可条件など、願い出に必要な事項は、事務部に問い合わせてください。なお、各年度に安全運転講習会を開催しますので、車両通学希望者は、必ず出席してください（車両通学を予定する学生も含む）。安全運転講習会に出席しなかった学生には、原則として車両通学を許可しません。

②無許可で車両通学をした場合および車両通学者が道路交通法等の関係法令や学内諸規定に違反し、大学の指示に従わない時は、学則第50条により、退学を含む厳しい処置をとります。

③無許可で車両通学をして、交通事故等で負傷した場合、「学生教育研究災害傷害保険」は適用されません。

④車両通学を許可した者に対しては、駐車許可証を発行します。駐車許可証は、四輪車の場合には常にフロントに提示し、自動二輪・原付・自転車はステッカーを貼付してください。（ステッカーは目に付きやすいところに貼付してください。ステッカーのない自転車は放置自転車とみなし処分します）

⑤自動車・オートバイ・自転車などの車両は必ず、指定の場所に駐車してください。

学生駐車場・駐輪場以外に駐車した場合には駐車違反となりますので注意してください。

⑥盗難および事故に関して、大学は一切の責任を負いません。

⑦駐車場利用者同士のトラブル等は、双方で解決してください。また、破損等に関して、大学は一切の責任を負いません。

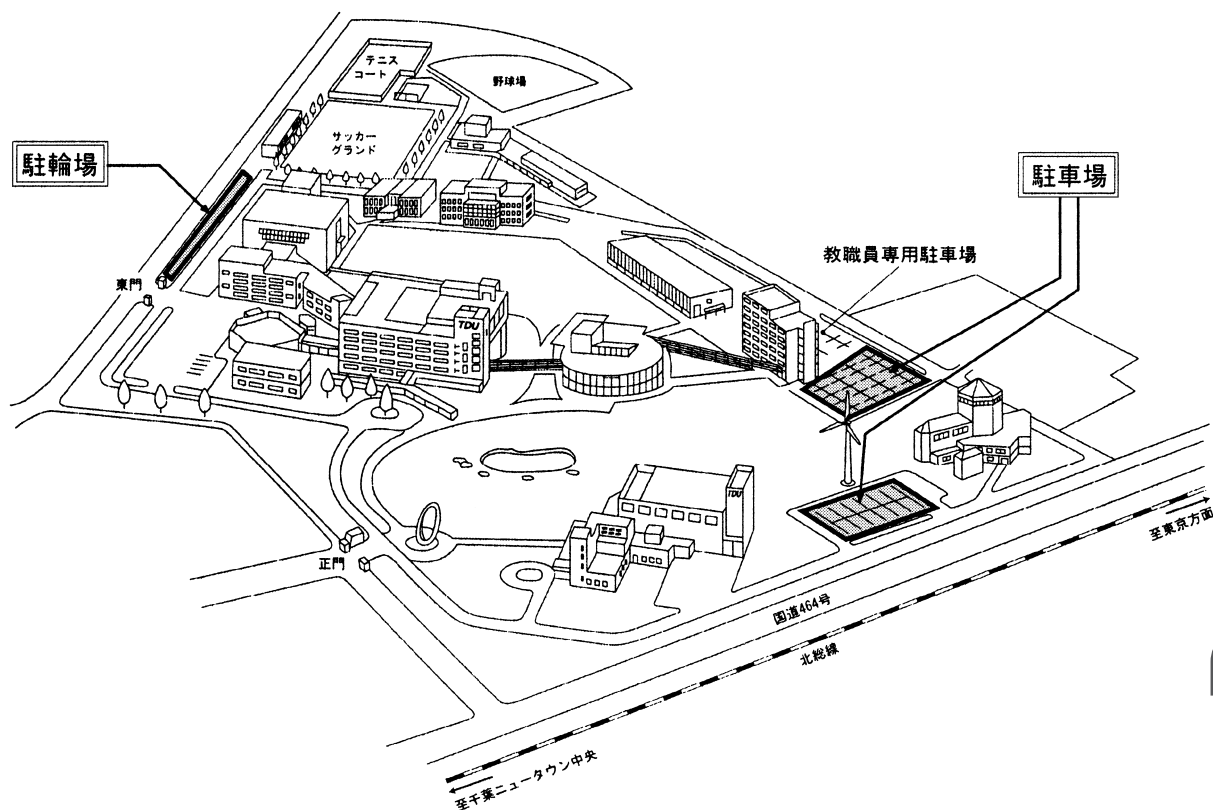
⑧駐車場に設置された機器・備品等に接触、衝突事故による損害は、運転者の責任として損害賠償を請求いたします。

⑨車両通学に関して大学の指示に従わないときは、車両通学の禁止および車両を撤去していただきます。

手続きの方法

- ① 4月のオリエンテーション中に、安全運転講習会に参加する。
- ② 車両通学願に本人と保証人が自署・捺印し、必要書類とともに、事務部に提出する。
必要書類：車両通学願、任意保険（四輪・自動二輪）・自賠責保険（原付）の確認できるコピー、学生証（安全講習会参加済の印があること）
- ③ 駐車許可証（自動二輪、原付、自転車はステッカー）を受け取る。

駐車場（車）・駐輪場（バイク・自転車）



3 奨学金

奨学金制度は教育の機会均等の精神に基づき、日本学生支援機構をはじめ各種の団体により設けられており、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に困窮している学生に対して奨学金を貸与または給付するものです。

奨学金関係の事務は事務部で扱っています。募集をはじめ奨学金関係の連絡は、学生ポータルサイト及び奨学金専用掲示板でおこないますので、見落とすことのないよう十分注意し

てください。なお、家庭の経済事情の急変などのため奨学金を希望する場合は、随時、事務部に相談してください。

主な奨学金制度には次のものがあります。

(1) 本学独自の奨学金

●特別奨学金

故桜井虎三郎氏の遺志により、桜井家からの寄付金および学校法人東京電機大学からの積立金を基金として設立された奨学金です。学業成績・人物ともに優秀な本学学生で、経済的理由により修学困難な者に対して給付されます。

資 格	本学の2～4年生に在学し、人物優秀で学業成績優秀、かつ学費支弁が困難な者
募集時期	5～6月
採用者数 平成24年度実績	情報環境学部 3名（年間280,000円／人）

●東京電機大学学生救済奨学金

保証人（家計支持者）の経済的な理由で学費の支払いが困難となり、学業半ばにして学業継続を断念せざるを得ない学生に対して奨学金を貸与し、学業継続の機会を与えるものです。在籍期間中1回に限り貸与されます。

資 格	大学院・学部在籍する学生（卒業年次生優先）
貸 与 額	該当セメスター分の学費相当額
募集時期	4月と9月の年2回
返 還	無利子・卒業後5年間（退学した場合は一括返還が必要）
採用者数 平成24年度実績	情報環境学部 2名

●東京電機大学学生支援奨学金

本学主催の海外英語短期研修への参加および高額な教育装置の購入など自己資質向上を目的とする学生に対して、支援奨学金を貸与することにより、学生の学業・学生生活を支援するものです。在学期間中1回に限り貸与されます。

資 格	大学院・学部在籍する学生
貸 与 額	30万円以内にて査定
募集時期	4月と9月の年2回
返 還	無利子・最長卒業後5年間（在学中の返還可）
採用者数 平成24年度実績	情報環境学部 4名

●東京電機大学校友会・新電気奨学金

東京電機大学校友会が昭和59年度より設立した奨学金で、家庭の経済的事情の急変により学業継続が困難な学生に対して在籍期間中1回に限り奨学金が貸与されます。

主に卒業年次生の学生を対象にしています。

資 格	本学学生
貸 与 額	1回に納入する学費等の相当額
募集時期	随時。但し、学費に充当するため、学費納入期限以前の応募が望ましい
返 還	無利子・卒業後5年間（退学した場合は一括返還が必要）
採用者数 平成24年度実績	応募者なし

（2）日本学生支援機構奨学金

独立行政法人日本学生支援機構は、国の奨学事業をおこなっている機関です。優秀な学生で経済的理由のため修学困難な者に対して貸与される奨学金で、「第一種奨学金（無利子）」と「第二種奨学金（有利子）」とがあります。

①成績基準

- 第一種奨学金（無利子）** 1年次生については、高等学校での評定平均値が3.5以上であること。
2年次生以上については、クラスの上位1/3以内の成績であること。
- 第二種奨学金（有利子）** 1年次生については、高等学校での評定平均値が3.2程度以上でかつ本人が奨学金借用にあって適確な意識を持っていること。2年次生以上については、クラスの1/2以内の成績であり、かつ本人が奨学金借用にあって適確な意識を持っていること。

***併用貸与** 第一種奨学金の貸与のみでは学業継続が困難な者に対しては、第二種奨学金をあわせて貸与することがあります。

②貸与額（平成25年度の月額）

（第一種）

（単位：円）

入学年度	学 年	自 宅	自宅外
平成24年	1 年	30,000又は54,000	30,000又は54,000又は64,000
平成23年	2 年	30,000又は54,000	30,000又は54,000又は64,000
平成22年	3 年	30,000又は54,000	30,000又は54,000又は64,000
平成21年	4 年	30,000又は54,000	30,000又は54,000又は64,000

（第二種奨学金）

月額3万円・5万円・8万円・10万円・12万円の中から選択。

③貸与期間

最短修業年限（4年）の終期までです。卒業が延期になった場合でも、5年目以降の貸与はありません（休学した場合を除く）。奨学生として適格性を失ったとき（単位修得状況やGPAが不良の場合など）は、貸与が停止または取消される場合があります。

④募集時期

1～4年次生 原則として4月上旬の1回限り

⑤情報環境学部奨学生数（平成24年度）

種 類	第一種奨学金	第二種奨学金	合 計
貸与者数	103	353	456

（3）各種団体による奨学金

地方公共団体、その他民間育英団体の奨学金は各種あります。詳しい内容は、募集の依頼があり次第掲示します。ほとんどの奨学金が4月～5月上旬に募集を行いますので、掲示を見逃さないように注意して下さい。このほかに大学を通さずに募集される場合もありますので、直接、地方公共団体等に問い合わせることも必要です。

4 こんなときどうする

（1）事故にあったとき

● 学生教育研究災害傷害保険

「学生教育研究災害傷害保険」は、正課および課外活動中または通学途中などに発生した不慮の災害事故によって身体の障害をこうむった者を救済する制度です。

本学の学生は、保険料を入学手続き時に納入していますから、全員、入学後4年間は、この保険の加入者となっています。

この保険の加入・受付などの事務は事務部でおこなっています。

【卒業延期等で保険期間が切れた場合】

4月中に事務部において継続加入の手続きをしてください。（追加の保険料が必要です。）保険料：1年間1,000円

学内外を問わず、事故にあったときは、必ず事務部へ連絡してください。

①保険金が支払われる場合

- 1) 正課中の事故
- 2) 学校行事中の事故
- 3) 1)、2)以外で、学校施設内にいる間の事故
- 4) 学校施設外で大学に届け出て課外活動をおこなっている間の事故
- 5) 正課・学校行事・課外活動のために住居と学校施設間の移動中、もしくは学校施設と学校施設間の移動中の事故

②保険金の種類・金額

担保範囲 \ 保険金金額	死亡	後遺障害	医療	入院 (日額)
正課中・学校行事中	2,000万円	90万～3,000万円	0.3万～30万円	4,000円
上記以外で 学校施設内にいる間	1,000万円	45万～1,500万円	3万～30万円	4,000円
学校施設以外で 大学に届出た課外活動中	1,000万円	45万～1,500万円	3万～30万円	4,000円
住居と学校施設間または 学校施設と学校施設間の移動中	1,000万円	45万～1,500万円	0.6万～30万円	4,000円

(注) 1) 医療保険金は、平常の生活ができるようになるまでの治療期間に応じて異なります。

2) 正課・学校行事中の事故は実治療日数（実際に入院または通院した日数）が1日以上の場合に支払われます。学校施設内にいる間の事故・課外活動中の事故は、実治療日数が14日以上の場合に支払われます。また、移動中の事故は、実治療日数が4日以上の場合に支払われます。

③保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能などによる傷害、無資格運転、酒酔い運転による傷害などには保険金は支払われません。
※大学に車両通学の許可を得ていない場合の通学途中での事故については、保険金は支払われません。

④保険料・保険期間

保険期間	保険料適用区分
	昼 間 部
1年間	1,000円
2年間	1,750円
3年間	2,600円
4年間	3,300円

(注) 1) 保険期間は所定の修業年限です。

2) そのほか詳しいことは「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照してください。

●学研災付帯賠償責任保険

「学研災付帯賠償責任保険」は、教育実習、インターンシップ、ボランティア活動およびその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことによりこうむる法律上の損害賠償を補償する保険です。

上記の活動（ただし、大学が認めた活動に限ります）に参加する場合は加入が必要ですので、事務部で加入手続きをしてください。（保険料：1年間210円）

この保険を申し込むためには、学生教育研究災害傷害保険に加入していることが義務づ

けられています。

(2) 学生への連絡

家族・知人などから大学へ、電話による学生の呼び出しを依頼されることがありますが、大学では、学生の居場所については明確に把握しかねますので、呼び出しには応じません。あらかじめ承知しておいてください。

また、電話による学生の住所、成績、個人情報などの問い合わせには一切応じません。

(3) 学割証（学生旅客運賃割引証）

●学割証の発行条件

学生生活の上で修学のための旅行や、正課、課外教育活動、就職活動等のために遠距離の乗り物を利用する場合、乗車区間が片道100kmをこえる時にこの学割証が利用できます。

証明書自動発行機で交付します。（無料）

※原則、年間1人10枚まで。

●学割証利用上の注意

①学割証の使用は、記名人以外は使用できません。（不正使用をすると追徴金が科せられ以後発行停止になります。）

②必ず学生証を携帯してください。

③学割証の有効期間は発行日から3ヶ月間です。

(4) 短期貸付金

短期貸付金制度は、学生諸君が緊急に金銭を必要とする場合に貸付をする制度で、事務部で取り扱っています。

この貸付制度は、同窓会の先輩の皆さんが設けた「東京電機大学同窓会助け合い基金」をもって運用されています。

貸付金額	10,000円以内
貸付期間	1ヵ月以内（1ヵ月を経過した場合は1ヵ月毎に遅滞手数料として、貸付額の2%を徴収します。）

※貸付金を述べ6ヵ月以上滞納した学生、返済状況が3回以上滞った学生、また、情報環境学部が悪質なケースであったと認識した場合は、原則として在学期間中貸付を禁止します。

(5) 貸ロッカー（有料）

学生のために、委託会社と年間契約で貸出されるものです。申込み方法等は事務部で確認してください。

・鍵を紛失した場合は、事務部で受け付けます。（有料）

・鍵を忘れた場合は、大学側で鍵を開けることはできません。(自己責任)

(6) 遺失物・拾得物

遺失物・拾得物

遺失物……情報環境学部事務部で確認してください。

拾得物……本学構内で拾ったときは事務部に届け出てください。

《連絡方法》

持ち主が明らかな物……学生呼出掲示板で呼出し(教育棟1階)

持ち主不明な物……「落とし物」陳列棚(教育棟1階)

なお、一定期間を経過しても受取りに来ないときは、処分します。

教科書など名前を記入できるものはできるだけ名前を書きましょう。

(7) アルバイト

本学ではアルバイトを希望する学生にその紹介をおこなっております。しかし学生の身分である学業があるそかになってはなりません。教育的配慮と事故防止の観点から時期と職種を制限しています。

●取扱窓口

情報環境学部事務部(教育棟1階)

●求人票公開

アルバイト専用掲示板(教育棟1階)

●職種の制限

制限職種一覧表を見てください。

●申込方法

掲示されている求人票に連絡先が記載されているので、直接求人先に応募してください。

なお、採否結果は必ず事務部窓口に出してください。

●勤務上の注意

①労働内容、条件などが求人票に記載されている内容と著しく異なる場合には、事務部窓口まで申し出てください。

②病気、急用、その他突発的事項の理由で遅刻・欠勤などする場合には、必ず勤務先へ連絡してください。安易な行動は勤務先へ多大な迷惑をかけるばかりでなく、自分の信用を落とすことになりますので特に注意してください。

制限職種一覧表

	具 体 例	理由および参考事項
危険を伴うもの	プレス、ボール盤、施盤、裁断機などの自動機械の操作	危険事故が伴う。 (例外…理工系でその専攻に役立つもの)
	高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い（助手も含む）	免許を必要とし、高度の危険度がある。
	自動車、単車の運転、自転車による重量物（30kg以上）の配達	最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる。
	線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引き、交通整理）	
	土木・水道工事現場作業	
	建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付作業	落下物・転落等の危険度が大きい（内装工事は除く）。
	2階以上の高所での屋外作業（硝子ふき、器具取り付け等）	
	ヘルメット着用が必要とされる作業	
	警備員	会場整理、誘導、受付は除く。
有害な体ものに	農薬、劇薬など有害な薬物の扱い（メッキ作業、白蟻駆除等）	健康上、人体に有害と考えられる。
	特に高温・低温での作業	
	塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業	
法令に違反するもの	労働争議に介入するおそれのあるもの	職業安定法20条参照
	営利職業斡旋業者への仲介あっ旋	職業安定法の趣旨（雇用関係の成立の斡旋）に反する。
	マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照
	出来高払（一定額の賃金の保証のないもの）	労働基準法27条参照
	募集・採用の対象を男性のみ又は女性のみとするもの	男女雇用機会均等法参照
	募集・採用の人数を男女別に設定するもの	
教育的に好ましくないもの	募集・採用に当たり、性別により異なる条件を付すもの	
	街頭でのチラシ配り、ポスター張り	内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。
	不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査	相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	訪問販売、勧誘、専門におこなう集金	
	競馬、競輪場等、ギャンブル場内の現場作業	
	バー、キャバレー、マージャン、パチンコなどの風俗営業の現場作業、長期継続の深夜作業	
	夜間作業	
	選挙の応援に関する一切の業務	大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
臨ましくない求人	スパイ行為、興信所業務に類する調査	
	人命にかかわることが予想される業務	水泳指導員、監視員、ベビーシッター等
	労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、支払方法等に関するものが明示されていないもの。登録制によるもの。
	人員の限定を条件とするもの	例えば10人中1でもかけると他の9人を不採用とするようなもの。
	学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの	
	各大学の判断により好ましくないもの	

（８）賃貸アパートの紹介

千葉ニュータウンキャンパスへの通学に適した地域の賃貸アパートを、本学指定業者に委託して斡旋しています。本学指定業者の斡旋を希望する学生は、事務部に相談してください。

（９）課外活動

大学の課外活動の目的は、団体の活動に参加することによって、自主性を養い、協調精神を身につけ秩序を知り、自己の人間形成に役立てることにあります。しかし、課外活動に必要な以上のエネルギーを費やし学生の本分である勉学があるそかになるようであってはなりません。本学部では、平成14年度に自治会が設立され、委員会、部、サークルなどの学生団体が活動を開始しています。今後、先輩達と共にサークルの充実に向けて活動していくこととなります。諸君は、課外活動のこの趣旨目的を十分に把握した上で各自の個性に合った部やサークルを選び、意義ある学生生活を過してください。

課外活動をおこなう上での諸手続遵守事項の概要は次の通りですが、詳しくは「学生生活についての規程」を参照してください。

●学外活動をおこなう場合

学生の団体が学外で活動する場合は、「学外活動要領」に基づき「学外活動願」に記入の上、活動開始の1週間前までに事務部に届け出なければなりません。学外活動終了後はすみやかに「学外活動報告書」を提出してください。

※届け出がない場合は、学生教育研究災害傷害保険の適用外となります。

●学内集会をおこなう場合

学生の団体が学内で集会をおこなう場合は、「学内集会要領」に基づき「学内施設使用願」に記入の上、事務部に届け出なければなりません。

また、学生の団体が、サークル棟もしくはパティオ・インで宿泊する場合、「サークル棟宿泊申込書」と「宿泊者名簿」に記入の上、利用料金を添えて申し込んでください。

●団体・サークルを結成する場合

新たに団体やサークルを結成する場合は、学生自治会の指示に従い学生団体結成願と団体員名簿を本学部の自治会に提出してください。

自治会室は、パティオ・イン 1階0106室です。

●施設利用

施設利用については、以下の学内集会要領に基づいて手続きをしてください。（関連P. 140参照）

学内集会要領

■教室及び手続き（「学内集会願」は情報環境学部事務部窓口にあります）

使用教室	枚数	手 続 方 法
普 通 教 室	1	事務部窓口で、空教室を確認して「学内集会願」を提出
108教室	1	普通教室と同じ 機器の使用については、メディアセンターへの「要望書」(※)を事務部へ提出（使用に関してはメディアセンターの指示に従ってください）
体 育 館	1	普通教室の手続きに加え体育館にも提出をする サッカー場の使用については、体育科目担当教員に許可を得る
食堂 1階	1	事前に生協に確認・許可を得た上で、事務部に「要望書」(※)を提出
食堂 2階	1	事前に錦電サービスに確認・許可を得た上で、事務部に「要望書」(※)を提出
福田ホール	1	事務部で確認・許可を得た上で、「要望書」(※)を提出
屋 外	1	普通教室と同じ

注1：利用優先順位は、①授業関係・大学行事関係 ②団体 ③個人 となる。

注2：最低利用人数は安全配慮のため2人以上とする。

(※) 情報環境学部事務部長宛で、団体名・代表者の学籍番号・氏名を記入、それに部印・代表者印を捺印し、目的や依頼事項を具体的に記入したもの。

■利用時間

使用教室	利用時間（平日）	利用時間（休日）
普 通 教 室	16:30 ～ 21:00	9:30 ～ 19:00
108教室	16:30 ～ 21:00	不 可
体 育 館	16:30 ～ 21:00	9:30 ～ 19:00
食堂 1階	17:00 ～ 21:00	不 可
食堂 2階	17:00 ～ 21:00	不 可
福田ホール	16:30 ～ 21:00	不 可
屋 外	16:30 ～ 21:00	9:30 ～ 19:00

注1：大音量を出す場合は、部屋の中で行い、19時30分を限度とする。

注2：利用時間等は変更になる場合があります。

■利用上の注意

- 1) 学内集会の申込みは、原則として使用開始の1週間前までに「学内集会願」を提出すること。なお、3週間先を限度に申し込むことができる。
- 2) 教職員において臨時に使用される場合、当該教室の学内集会を変更または中止の指示をすることがある。
- 3) 学外者を伴う場合は、事前に事務局に確認をして許可を得た上で、「学内集会願」と「学外者名簿」を提出する。(関連 P.159参照)
- 4) 各休業中の学内集会については、東京千住キャンパスの自治会との協議(折衝)の上、別途定める。
- 5) 以上の学内集会要領に違反して使用した団体・個人は、その後の施設の利用は一切認めない。

(10) 学生団体 (平成25年3月現在)

	ク ラ ブ 名	活 動 内 容	顧 問
委員会	1 部会本部	本会は情報環境学部での体育活動や文化活動を推進し、団体同士の助け合いと調整、部の活動を活性化することを目的とする。	なし
	2 自治会執行委員会	学生大会の開催・学内自治・部活動間の調整・予算の配布・他大学交流	なし
	3 秋葉祭実行委員会	秋葉祭の企画、準備、運営を行う事を目的とする。	小濱 隆司
	4 卒業アルバム制作委員会	・卒業アルバム制作・謝恩会の企画・運営	川邊 孝
	5 バドミントン部	・試合形式など大会に向けての練習・千葉県大学春季・秋季リーグ出場	宮川 治
部活	6 軟式野球部	野球を通じて体を動かすことや仲間とのチームワーク、コミュニケーションの重要性を学ぶ。野球の技能の上達による体力向上	新津 靖
	7 バレーボール部	バレーボールの練習、試合、球技大会、秋葉祭等の参加など	川邊 孝
	8 ダンス部	秋葉祭でのステージ発表、ハロウィンPartyの企画・運営・発表、他大学との交流・イベントへの参加、CLUBでのDJ活動、PCソフト・MPCなどによる曲作成	川邊 孝
	9 演劇部	演劇の公演 春公演(206教室) 夏公演(福田ホール) 学園祭(206教室) 冬公演(福田ホール) 公演に向けての練習 等	川邊 孝
	10 人力飛行機研究会	人力飛行機の制作を主な活動とする。また他大学の人力飛行機の研究をし自身の機体の性能の向上を図る。	紫合 治
	11 軽音楽部	定期的な学内ライブ、学園祭での公演など	川邊 孝
	12 モノカキ創作部	小説・漫画・イラスト等、文学的作品を創作し、部誌という形で発行、配布を行うことにより創造性を高めること。及び部誌製作過程における学生間の交流や各々の創作に対する技術の向上を主な活動目的としている。	川邊 孝
	13 パソコン部	パソコン・スマートフォン等のアプリケーションの開発を通して実践的なスキルの習得を目指す。	上野洋一郎
	14 ジャズ部	音楽を通して他学年との交流を深め、学祭または不定期に行われる演奏会や、本学工学部・理工学部のモダンジャズ研究会、JAZZ研究会、コーストジャズオーケストラとの交流に向けて、福田ホールにて個人練習または、合奏を通して演奏技術向上に励む。	田中 雅子
	15 現代視覚文化研究部	急速な情報化により、多様化するサブカルチャーの研究を通して、親睦を深めることを目的とした部活。また、秋葉祭では「現代視覚文化における研究や評論(仮)」の発行を予定とする。当選を果たせば、コミックマーケットでのサークル参加。	冬瓜 成人
	16 蹴球部	学生同士の交流を深め、個々の技術向上のための練習・試合をおこない、いずれ県リーグ登録を目指し活動。	田窪 昭夫
	17 サイクリング部	サイクリング、自転車を通じて交流を広げ親睦を深め、サイクリングやレースにより心身ともに健康で且つ、大学生生活を有意義なものとするための活動。	川勝 真喜
	18 テクノロジー研究部	プログラミング、CGモデリング、動画制作を行っている。	冬瓜 成人
	19 バスケットボールサークル	バスケットボールを楽しむ コミュニケーション能力の向上	川勝 真喜
	20 G、O、G団	ボードゲームやカードゲームといったアナログなゲームを複数人で行い交流を図る。	冬瓜 成人
サークル	21 剣道サークル	大会出場のための練習と段位取得のための練習	田澤 義彦
	22 もの創りサークル	模型制作、手芸、動画製作、写真撮影など文化的創作活動を行い、作品の展示発表やコンテストへの応募を行うことを主目的とする。	小林 浩
	23 アーチェリー	リーグ戦への参加 他学部との交流 大会への参加	川勝 真喜
	24 マジックサークル	マジックの練習をし、練習の成果をショーで発表したくさんの人に感動を与える	今野 紀子
	25 バイクサークル	二輪車の運転免許を取得し今後の自分に役立てると共に、オートバイをメンテナンス・カスタム・整備またはレースへの参加などを通じて二輪車・工業製品への理解を深め、身近な所からさまざまなことを学ぶ	伊藤 俊介
	26 女子部	女子だけの交流の場を増やすための企画実行をする。女子学生が一層増えるよう、学校PRに積極的に関わる。	小林 浩
	27 DTMサークル	パソコンで製作した打ち込み音楽(DTM:Desk Top Music)を秋葉祭やコミックマーケットなどの同人イベントでCDとして頒布。また生演奏による楽曲やボーカルを入れた楽曲など、CD頒布を主体とした音楽活動も含む。学生間での技術交流は元より、他大学のDTMサークルとの合作CDの製作も今後の活動として予定している。	川邊 孝
	28 卓球同好会	卓球を通しての心身の向上、同好会員同士の親睦を目指す。	川邊 孝
	29 天文部	天体観測の時などで撮影した写真、活動記録をホームページで公開して、今まで興味がなかった人達にも星の良さを知ってもらおうことです。その他にも、学んだ事を次に入ってくる新入生に受け継いでもらうとともに、交流の場としていけるようにしたいと思います。	佐藤 弘康
	30 千葉鉄道同好会	日々の活動は学園祭で展示する為の鉄道模型レイアウトの作成や模型(Nゲージ)の建造、定期的に行う模型の運動会開催。また定例の部会を食堂等で行い、各部員の情報交換や各々の写真撮影等の成果の発表などを予定。全国各地様々な鉄道に限らず各交通機関に関する情報交流を深めてゆく。東京千住キャンパスの鉄道研究部との緊密な連携も視野に入れた活動を行うことも予定。	土肥 紳一

5 学生相談・健康管理

健康を保持することは日常生活上欠くことのできない大切なことです。本学では皆さんの保健・精神衛生・健康管理について十分配慮していますが、学生諸君も食事・運動・睡眠などバランスの取れた規則的な生活を心がけ、自分自身で日ごろから健康の保持・増進に努めることが大切です。

(1) 学生相談

学生相談室では学業上の問題はもとより、人生・経済・就職などさまざまな悩みについて相談に応じています。また、精神衛生上の問題、たとえば不眠・無力感・過敏・自信喪失・注意散漫・劣等感・不安感などに悩まされ、一人で解決が難しいときは、専門家によるカウンセリングが受けられます。

相談者のプライバシーは保護されます。悩みが深刻にならないうちに、気軽に相談室を利用してください。

詳細につきましては、掲示等や、「学生相談室利用のご案内」を参照してください。またメールでの予約も受け付けていますので、ご利用ください。

E-mail : jyo-gakuso@dendai.ac.jp

カウンセラーと開室時間

相談員	曜日・時間
今野 紀子 (情報環境学科准教授) (臨床心理士)	月曜日 14:30～17:30
	火曜日 13:30～16:30
中村 久美 (非常勤カウンセラー) (臨床心理士)	木・金曜日 10:30～16:30

(2) 健康相談

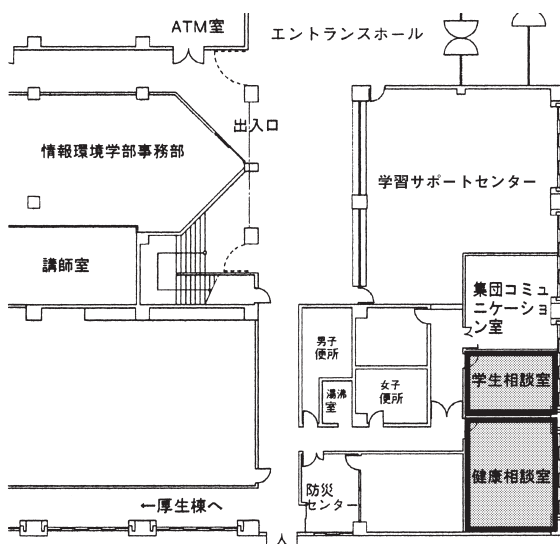
授業中や課外活動中などに学内で気分が悪くなったり、ケガをしたようなときは、すぐに健康相談室に来室し手当を受けてください。健康相談室では、校医の指導のもとに看護師が応急の処置にあたっています。そのほか平常の健康相談にも応じていますので、遠慮なく来室してください。(右図参照)

なお、開室時間については、健康相談室入口の掲示で確認して下さい。

(3) 健康診断

① 定期健康診断

本学では、毎年度始めに全学生を対象に、「定期健康診断」を実施しています。これは、法に基づいたもので、学校が集団生活の場である事と、



学生の疾病の予防と早期発見、健康の保持増進を目的としています。これを受けないと、就職や進学、奨学生推薦やアルバイト等で健康診断証明書を必要とした時に発行できません。また、体育の授業、英語短期研修、その他の実習等にも影響します。全員必ず受診してください。

〔定期健康診断実施項目〕

- 1 胸部レントゲン間接撮影
- 2 身体測定（身長・体重・視力）
- 3 内科検診（診察・検尿・血圧）
- 4 心電図検査 ※新入生全員および医師より検査の指示があった学生のみ

②健康診断証明書の発行

証明書自動発行機で発行されますが、定期健康診断を受けていない場合や、再検査を受けていない場合は発行できません。

料金：1通200円

6 留学・海外研修

本学では、学生諸君が海外の協定校等での語学研修や留学プログラムに参加することを、推奨しています。3週間程度の語学研修から1年未満の留学までさまざまな形態があるので、事前の準備等も含めて計画的に検討するようにしてください。

（1）留学・海外語学研修の種類

①英語短期研修

海外協定校にて実施されている英語短期研修プログラムは以下のとおりです。各大学の語学教師による少人数教育であり、所定の成績を修めれば、「海外短期英語研修」の単位として認定されます。

- 1) コロラド大学ボルダー校（米国）：8月に実施（約3週間）、募集は5月頃
- 2) シドニー大学（オーストラリア）：3月に実施（約3週間）、募集は10月頃

②その他の海外語学研修

単位の認定はありませんが、上記に加えて以下の語学研修を実施しています。

- 1) 韓国語研修：大邱大学（韓国）にて、8月に実施（約3週間）、募集は5月頃
- 2) 中国語研修：中原大学（台湾）にて、3月に実施（約3週間）、募集は10月頃

③協定校留学

本学と外国の大学との学生交流協定によって留学する制度です。協定校への留学に関する要望については個別に対応していますので、国際センターに問い合わせをしてください。

④認定校留学

留学希望者本人が外国の大学等から留学または受入れ許可を取り、本学がこれを許可

し、留学する制度です。

＊本学では学生諸君が在学中に海外の大学に留学することを制度として認めています。留学とは外国の大学またはこれに相当する高等教育機関に一定期間在学して教育を受けることを言います。事前に所定の申請手続きを行い留学と認められる必要があります。事前の許可を受けずに渡航したり、大学の正規教育課程以外のコースで学んだりしても、本学からの留学とは認められないので注意すること。

(2) 留学・海外語学研修への参加にあたり

留学や海外語学研修に関する相談については、国際センターで随時対応しています。

①海外語学短期研修

これまでに語学研修の募集要項や参加した学生の報告を国際センターで閲覧できるので、準備にあたってはこれらを参考にしてください。

②留学

長期の留学を希望する場合には、語学力の向上を含めた準備が重要ですので十分に留意してください。特に英語圏に留学する場合は、TOEFL (Test of English as a Foreign Language) の受験とそのスコアカードが必要です。留学先により基準となる点数があり、それを満たすためには通常半年から1年の準備期間が必要です。

また留学予定先大学等において履修を希望する授業科目や本学の履修などについて、留学前に情報環境学部事務部へ相談してください。

7 国際センターについて

国際センター千葉ランチ（場所：1号館0529号室 10時～17時／月～金）

「国際センター千葉ランチ」では、常駐するスタッフに留学や大学生活について相談できるだけでなく、留学生と日本人学生が交流できるスペースを設けています。是非気軽にお越しください。

8 校友会

みなさんが学生生活を送る中で、校友会・同窓会という言葉を目にする機会が多々あると思います。ここではその校友会・同窓会活動について紹介します。

●校友会と在学生とのかかわり

校友会を卒業生の親睦団体と考えている方も多いと思いますが、本学園と連携し、在学生のみなさんへ支援を行っております。学園祭等の全体行事援助、奨学金貸与、クラブ活動への補助など、積極的な支援活動を展開しています。

●校友会組織と活動

現在、校友会には各校（大学、中学校・高等学校）の同窓会、各県支部（みなさんの出身地にもあります）や企業内同窓会（電機会といいます）があります。将来、これら支部組織

が就職活動等でみなさんの力になることと思います。

また、卒業生情報の管理や会誌「工学情報」の編集・発行など、在学生や卒業生のための活動を積極的に展開しております。

●東京電機大学校友会新電気奨学金

この制度は一般の奨学金のように期間を設けて募集するのではなく、学生本人または保証人の事情により学費等校納金の支払いに困難な状態が生じた時、申請により校友会が立て替えるものです。

詳細は、**3** 奨学金の項目を参照してください。(P. 133)

●大学同窓会の活動

学園の諸活動と密接な関係のある大学同窓会は、卒業後のクラス会の開催はもとより、在学生のクラブ活動や諸行事にも校友会本部と一体となって活動しています。これらの活動を支えている卒業生は大学院・大学・短大で約11万名に達しております。

大学同窓会では学園と協力して“就職セミナー”を開催しており、産業界で活躍している先輩による就職進路相談は就活生に好評です。また年に1度、卒業生と在学生との交流行事“OB交歓会”を各キャンパスで開催し、優秀な学生団体に丹羽賞、同窓会奨励賞を授与しております。

●丹羽賞

初代学長の故丹羽保次郎先生が、生前同窓会に寄せられた基金を基に創設されたもので、在学会員（在学生）のクラブ活動の育成援助を目的とし、過去1年間に優秀な成績をあげた学生団体に与えられます。

●同窓会奨励賞

昭和60年度より設けられた賞で、丹羽賞の対象にはならないが地道に着実な活動を続けている団体を応援する目的で贈られます。

●校友会を訪ねて下さい

校友会は、東京千住キャンパス1号館2階にあります。在学中に先輩のこと、出身地の校友会支部のこと等、知りたいことがありましたらお気軽にご相談下さい。

一般社団法人 東京電機大学校友会

〒120-8551 東京都足立区千住旭町5番 東京電機大学東京千住キャンパス 1号館 2階

TEL : 03-5284-5140 E-mail : kouyukai@jim.dendai.ac.jp

FAX : 03-5284-5187 URL : <http://www.tduaa.or.jp/koyu/>

業務時間 9:00～17:00

9 後援会

(1) 後援会とは

後援会は、学生の父母（または保証人）と教職員を会員としており、会員・学生のためのさまざまな事業を行っています。その運営費用は、会員の皆様からの会費によって賄われています。

後援会の事業は会員の中から選出された後援会役員により運営されています。

(2) 後援会の事業

●父母懇談会の開催

各キャンパス及び全国各地で父母懇談会を開催し、ご父母の皆様に大学の現況を報告するとともに、学生の成績、就職等について教員や専門の職員と直接面談する機会を設けています。父母懇談会は父母同士の意見交換の場でもあり、毎年多くの方にご出席いただいています。

●会誌「学苑」の発行

会誌「学苑」を春・夏・冬の年3回発行し、会員に郵送しています。

「学苑」には、

- ・後援会からのお知らせ
- ・父母からの投稿と意見交換等
- ・学生生活の報告、大学で行われている教育・事業に関する報告、大学からのお知らせ等
- ・先生方の研究・教育活動に関する報告等

が掲載されています。

●学生のクラブ活動への補助

学生のクラブ活動を援助するために、委員会、クラブ、同好会に、補助金を出しています。また、スポーツ大会で優秀な成績を挙げたクラブや選手に祝い金を贈ってその健闘を讃えています。

●学園祭・体育祭への補助

恒例の秋葉祭（千葉ニュータウンキャンパス）、旭祭（東京千住キャンパス）、鳩山祭（埼玉鳩山キャンパス）および、全学一同に集う合同体育祭に補助金を出しています。

●学生の国際交流への補助

留学生と本学学生との交流をはかるため、補助を行っています。

●その他

学生と本学卒業生が懇談し、卒業生の活躍状況を聞くと同時に将来計画について相談を行う就職セミナーに補助金を出しています。

後援会のホームページ

http://www.soe.dendai.ac.jp/gakusei/G_supporter_association/supporter_association.html

STOP! HARASSMENT

ハラスメント防止宣言

東京電機大学は、個人の人格と人権が尊重され、それぞれの能力が最大限に発揮されるような、自由な学問と教育の場であることをめざしています。そのためには、すべての学生・教職員が教育・研究などの諸活動を進められるよう、安全で快適な環境を整えていくことが重要であると考えています。

人間関係において、相手を差別したり、性的な対象として心理的・身体的に傷つけたりすることは絶対にあってはならないことです。

千葉ニュータウンキャンパスでは、ハラスメント相談受付窓口を設け、相談内容に応じてハラスメント防止委員会委員長が、適切なハラスメント相談員を紹介あるいはハラスメント調査委員会を設置して事実関係を調査するなど、ハラスメントの防止に取り組むことを宣言します。



TDU 東京電機大学
TOKYO DENKI UNIVERSITY
情報環境学部

千葉ニュータウンキャンパス
ハラスメント対策委員会

ハラスメント相談受付窓口

ハラスメントに少しでも悩んでいたら、一人で悩まず、ハラスメント相談受付窓口を利用してください。

詳細は専用パンフレットで確認してください。

What's HARASSMENT?

「ハラスメント」とは、相手に不快感や脅威を感じさせる不適切な言動のことを意味します。

教職員と学生、サークルやゼミの先輩と後輩など立場を利用したものだけでなく、同級生同士でも相手が不快に感じる言動は「ハラスメント」になります。



セクシュアル・ハラスメントとは

相手の意に反して行われる性的な内容の発言や行動を意味します。

- 性的な関係・交際・行為を強要する
 - 身体に触れる
 - 身体的特徴について話題にしたり、視線を浴びせたりする
 - 性的な話題を聞かせたり、あるいは聞き出そうとする
- 基本的には「対価型」と「環境型」の2つに分けられます。

対 価 型

対価型とは、強い立場を利用して相手の処遇に便宜を図る対価として性的要求をしたり、弱い立場の人がそれを拒否した場合、その人を不利な状態に陥らせたりするものを言います。

- 成績評価や指導面、処遇面などの条件に性的関係を迫る。
- 酒席や交際を断られたこと等を理由に成績評価や指導面、処遇面などについて不当な扱いをする。

環 境 型

環境型とは、周囲の人が不快になるような性に関する文書・写真を掲示したり、言葉や行為などによって環境を悪化させることを言います。

- 卑わいな冗談を言ったり、異性の差別的発言をする。性的な噂を流したり、個人的な性的体験談を話したり、聞いたりする。
- ノードポスターやわいせつ図画等を掲示、配布したり、パソコン等に卑わいな画像を表示する。

これは、セクハラ!

- 相手の身体を上から下までジロジロ見つめる。
- 相手の髪・肩・背中・腰など身体を不必要に触る。
- 相手のスリーサイズを聞く、身体的特徴を話題にする。
- 異性との仲を噂する。
- 講義中に教員が卑わいな発言や、差別的な発言をする。
- コンパの席で男性教員（先輩）の横に女子学生を必ず座らせ、お酌をさせる。
- 食事やデートにしつこく誘う。性的な内容の電話をかけたり、手紙やメールを送る。

これもセクハラかも・・・

- 挨拶代わりに毎日、肩をたたく。
- 「男のくせに根性がない」、「お茶を入れるのは女の仕事」、成人に対して「男の子・女の子」、「おじさん・おばさん」など人格を認めないような呼び方をする。
- 「いいプロポーズだね」、「ミニスカートが魅力的だね」と言う。
- 「何で結婚しないの?」、「子供はまだなの?」と聞く。



アカデミック・ハラスメントとは*

教育・研究の場における権力を利用した嫌がらせ、差別、人格を傷つける発言などを指します。

これはアカハラ！

- 卑わいな発言に抗議したら、「冗談の通じないやつには単位をやらない」と言われた。
- 「お前はやっぱりダメだ」と言って指導を放棄された。
- 「大学をやめろ」とか「卒業させない」と必要以上に何度も言われた。
- 同じ研究チームなのに、理由もなくはずされたり、理由もなく論文著者名の変更などされた。

大切なのは相手の判断

あくまでも相手の受け止め方によるものであり、言動を受けた者が不快に思うかどうかによって判断されます。

拒否または、服従したかどうかは問題になりません。

もし、あなた自身がハラスメントを受けていると感じたら*

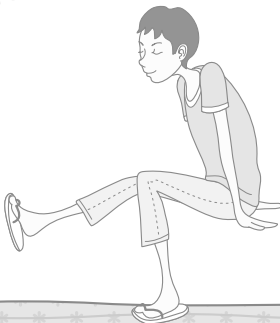
- 勇気をもって、「NO」の意思表示をしましょう。相手に言葉ではっきり伝えることが大切です。
- 誰から、いつ、どのような被害を受けたかなど、できるだけ詳しく記録しておきましょう。
- 信頼できる周囲の人に相談しましょう。

ハラスメントの現場に居合わせたなら*

周りの人にも
できることがあります

- 自分の周囲で被害にあっている人がいたら、毅然として「いけない」とはっきり言いましょう。
- 被害にあっている人の相談にのりましょう。必要な場合は証人になることもできます。
- 解決が難しいと感じた場合は、ハラスメント相談受付窓口に行くように勧めたり、必要に応じて同行しましょう。

加害者にならないために*



私たちは、誰でもハラスメントの被害者になる可能性がありますと同時に、加害者になる可能性もあります。自分でも気がつかないうちに相手に不快な思いをさせたり、相手の心をひどく傷つけているケースも多々あります。その場合、必ずしも相手が不快の念を表明するとは限りません。対等でない立場にいる場合、相手に遠慮して話せない心理状態に追い込まれていることも考えられます。

ハラスメントを起こさないために、日頃から相手の気持ちを気遣うように心がけ、日々の自らの言動をチェックし、お互いを尊重し、認め合う関係を築くよう心がけることが大切です。

第3章

学 生 生 活

2 インフォメーション

1. 大学から学生への連絡・通知

本学部では、大学から皆さんへの連絡・通知は全て掲示板への掲示によって行われます。連絡事項は多岐に亘りますが、重要な通知や皆さんにとって有益な情報も数多く含まれているため、必ず掲示板の情報を定期的に確認してください。

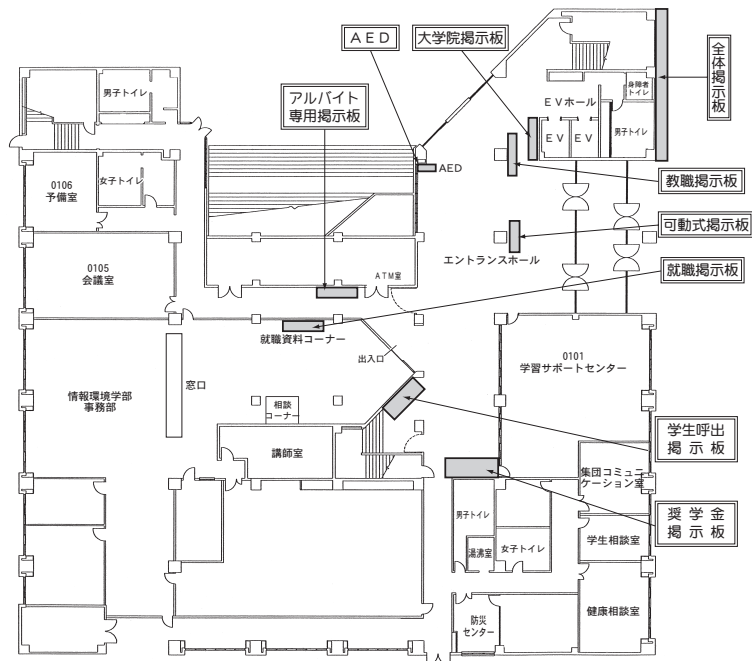
また、予備的な連絡手段として学生ポータルサイトでも情報を発信します。連絡手段をまとめると下表のとおりとなります。

連絡手段	連絡事項	場 所
掲 示 板	全ての事項	下図参照
学生ポータルサイト	一部の事項（次頁参照）	https://portal.sa.dendai.ac.jp/

掲示を見落としただめに受ける不利益は、全て学生本人の責任になります。登校時・下校時には必ず掲示板を、また、随時学生ポータルサイトを見る習慣をつけるよう心がけてください。電話での問合せには緊急の場合を除いて一切対応できません。

1 掲示板

大学からの連絡に使われる各種の掲示板は、全て教育棟1階にあります。配置は右図のとおりです。



①全体掲示板

主な情報が掲示されるメインの掲示板です。学部共通、教務、休講・補講、学生厚生、スクールバス、就職等に関する情報が掲示されます。

②可動式掲示板

教育棟1階エントランスホールに可動式掲示板を出して掲示することがあります。特に注意を要する事項や連絡を急いでいる場合などがあります。

③学生呼出掲示板

大学から学生を窓口に呼び出す場合に、学籍番号と用件を掲示します。

④教職掲示板

教職課程に関する情報を掲示します。

⑤奨学金掲示板

奨学金の募集・返還など、奨学金に関する情報を掲示します。

⑥就職掲示板

求人票など、就職に関する情報を掲示します。

⑦大学院掲示板

大学院生のための掲示板です。

2 学生ポータルサイト

①学生ポータルサイトの機能

学生ポータルサイトは、インターネットを通じて、大学内のさまざまな情報を提供し、学生の大学生活を支援するWebサービスシステムです。

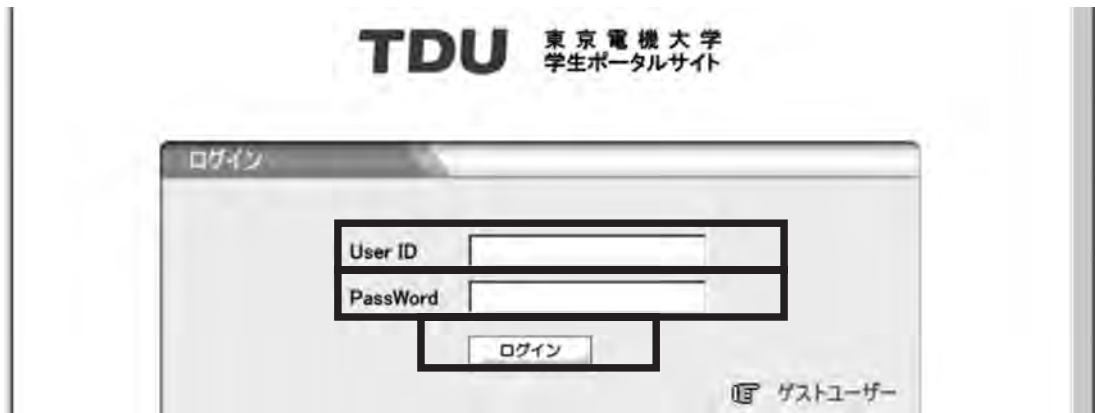
学生ポータルサイトには、以下の機能があります。詳しくはオリエンテーション等で説明があります。

機 能	内 容
大学からの連絡・通知事項の確認	大学からの「重要な連絡」、「授業に関するお知らせ」、「休講・補講連絡」、「キャリア・就職関連情報」等が確認できます。一部の情報は、設定をすれば指定したアドレスへのEメールでも受取ることができます。
個人情報の確認	大学に登録されている自分の個人情報（氏名・住所・保証人等）の確認ができます。
履修登録	履修する授業科目を登録することができます。
時間割の閲覧	所属する学科の当期の授業時間割表および履修登録後の自分の授業時間割が閲覧できます。
シラバスの閲覧	各授業科目のシラバス（講義要目）を閲覧することができます。
成績の照会	自分のこれまでの成績の確認ができます。

②学生ポータルサイトログイン方法

下記のアドレスへアクセスし、ID（学籍番号）とパスワードを入力し、【ログイン】して下さい。

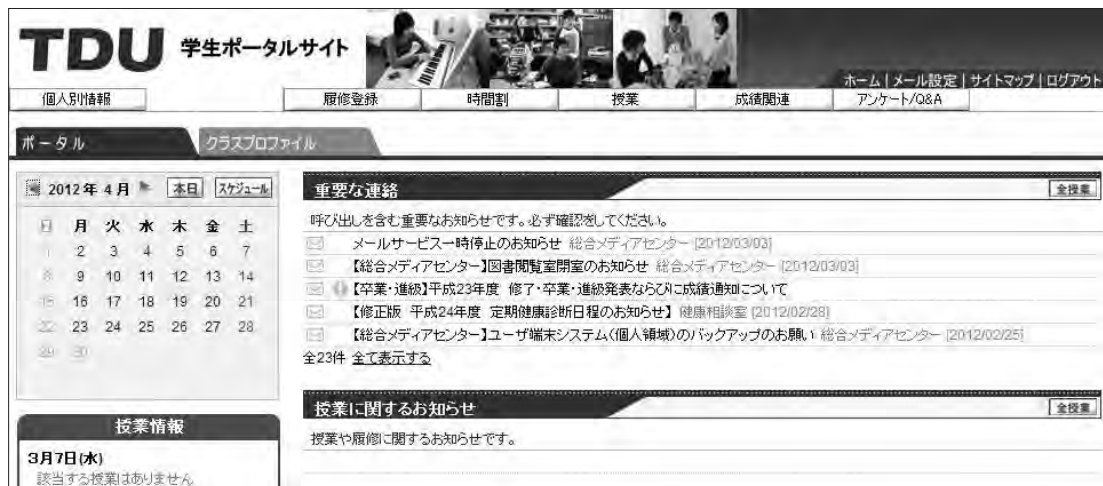
<https://portal.sa.dendai.ac.jp/>



User ID : 学籍番号（JKは、大文字）

Password : 総合メディアセンターに登録されている認証用のパスワード
（メールシステム等で使用しているもの）

ログインすると次の画面が表示されます。



学生ポータルサイトはあくまで補助的な手段です。情報の一部を抜粋してお知らせしているにすぎません。普段は必ず掲示板を確認するようにしてください。

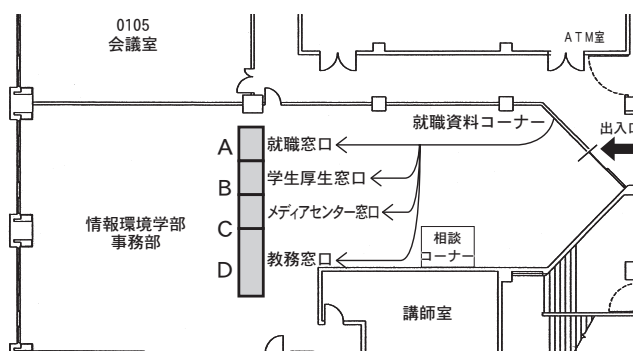
2. 情報環境学部事務部

1 窓口取扱

取扱時間

期 間	取 扱 時 間
授業期間 (含予備日) の 平 日	9 : 20 ~ 16 : 50
土曜日 授業期間以外の 平 日	10 : 00 ~ 16 : 00

■教育棟 1 階 情報環境学部事務部窓口案内



主な取扱事項

	窓 口	取 扱 事 項
A	就職窓口 (就職に関すること)	○就職相談 ○就職関連申請・届出 ○就職セミナー関係
B	学生厚生窓口 (学生生活に関すること) (学籍・学費に関すること) (施設利用に関すること) (国際交流に関すること)	○課外活動関係 ○奨学金関係 ○遺失物・拾得物関係 ○アルバイト紹介 ○留学関係 ○学費納入・延納関係 ○退学・休学・復学関係 ○住所等変更届出 ○体育施設・宿泊施設・駐車場・駐輪場の使用申請 ○傷病応急処置・健康相談受付
C	メディアセンター窓口 (P C に関すること)	○P C 相談 ○P C 貸出 ○ソフトウェア利用補助
D	教務窓口 (履修に関すること) (授業に関すること) (成績に関すること)	○履修登録関係 ○授業関係 ○成績・単位・卒業判定関係 ○副手・S A 関係 ○転学部・転学科関係

2 証明書発行機

次ページの証明書を発行することができます。
使用にあたっては、「学生証」が必要となります。

暗証番号	誕生日の月・日4ケタ
設置場所	教育棟1階学習サポートセンター横
利用可能時間	月～土 9:30～17:00 (但し、事務部窓口停止期間および年度末・年度初めは使用できません)

3 各種証明書

<在学中に発行可能な証明書>

①通学等で必要となる証明書

学割証	乗車区間が片道100キロを超える場合、学割運賃適用のために必要	無料	○
通学証明書	学生証の提示で定期券等が購入できない場合（バス）、学割運賃適用のために必要	無料	☆

②就職活動・大学院進学等で必要となる証明書

卒業見込証明書	卒業見込発行基準（P. 26、52、80参照）を満たしていることを証明	日本語	200円	○
		外国語（英文）	1,200円	△
成績証明書	前学期までの成績を証明	日本語	300円	○
		外国語（英文）	1,500円	△
健康診断証明書	定期健康診断受診結果を証明	日本語	200円	○

③それ以外で必要となる証明書・申請書

在 学 証 明 書	本学情報環境学部生として在籍していることを証明	日本語	200円	○
		外国語 (英文)	700円	△
学 生 証 再 発 行 願	学生証紛失・破損により再発行が必要な場合の申請書	日本語	2,000円	★

○：学生証を使用して、証明書発行機より出力

☆：事務部窓口にて申請、翌日発行

△：学生証を使用して、証明書発行機より「申請書」を出力して事務部窓口へ提出、7日後に発行（英文在学証明書のみ3日後）

★：証明書発行機より「証明書発行願」を出力して事務部窓口へ提出、翌日発行

<参考：卒業後に発行可能な証明書>

卒 業 証 明 書	日 本 語	500円	申請の翌日発行
	外 国 語	1,200円	申請から7日後に発行
卒 業 成 績 証 明 書	日 本 語	500円	申請の翌日発行
	外 国 語	2,000円	申請から7日後に発行
科 目 等 履 修 生 在 籍 証 明 書		500円	申請から2日後に発行
科 目 等 履 修 生 単 位 修 得 証 明 書		1,000円	
教職課程における学力に関する証明書		1,000円	

《卒業後の申請方法》・・・以下の2つの方法で申請してください。

・郵送で申請

申請書類（記載必要事項：「氏名・学籍番号・卒業年月日・住所・電話番号・必要な証明書の種類と枚数」）に手数料（郵便小為替）を添えて、事務部に申請してください。返送希望の場合は、返信用切手（2通までは普通郵便で80円、それ以上は90円）を同封してください。

・証明書発行機で申請

証明書発行機で「申請書」を出力し、事務部窓口まで提出してください。

その際、在学中に使用していた学生証は必要ありません。

4 届出および願出

書類は、事務部で受け取ってください。

①大学に届けている事項の変更届

「住所」・「氏名」（学生・保証人）、および「保証人」が変更となった場合、提出の際に以下のものがが必要です。（「改姓」「保証人変更」の場合のみ捺印してください）

住所変更・・・・・・学生証

氏名・・・・・・戸籍抄本

②学内施設利用願

学内集会願 ※ 1	クラブ活動等で教育棟教室・体育館の使用を希望する場合	利用の1週間前までに提出してください。3週間先まで申し込み可能です。 学外者を伴う場合は、「学外者名簿」も提出してください。
サークル棟・パティオイン 宿泊願 ※ 1	課外活動などで、サークル棟又はパティオインに宿泊を希望する場合 【書類必要枚数】 サークル棟宿泊申込書及びサークル棟・パティオイン宿泊者名簿	利用日の1週間前までに手続きを完了してください。 3週間先まで申し込み可能です。 最長利用日数：5泊6日 （但し、大学の長期休業期間中）
正課授業による閉館時間中の施設利用願 ※ 1	研究活動等で研究室や研究所を使用する（宿泊も含む）場合（利用許可時間：平日22：30～翌7：30、土・休・祭9：00～18：00）	当日の窓口時間内に提出してください。事情により提出不可の場合は防災センターへ。実施教員の少なくとも1名は実施場所にいてください。※ 2
授業時間外のクリエーションラボ利用願 ※ 1	（1階）ワークショップ（2階）R&D Lab・n-room・i-room・d-roomの使用希望する場合（平日9：00～20：00、土曜日9：30～17：00）	受付時間：月～金10：00～16：00 ※ 2

※ 1 担当教員の許可印が必要です。

※ 2 夏季・冬季一斉休業期間中は、原則、利用できません。但し、特別な理由がある場合は、別途、担当教員・実施教員から情報環境学部事務部長宛に文書の提出が必要です。

車両通学願	車・バイクでの通学を希望する場合	安全運転講習会の受講を義務付けます。 任意保険（車・自動二輪）・自賠責保険（原付）の添付、および保証人・本人の捺印が必要です
学外活動願	合宿・試合・発表会・コンサート等の催物で学外活動をする場合	学外活動参加者（学外者も含む）名簿を添付の上、提出してください。宿泊を伴う場合は計画書も添付してください。活動開始日の1週間前までに提出してください。

3. 総合メディアセンター

総合メディアセンターは、15号館（千葉メディアセンター）にあり、各種図書資料・情報システム機器・多様な学習環境の利用の場であるとともに、学園全体に関わる情報システムとネットワークシステムの運用管理を行っているところでもあります。

学生・教職員のみなさんの学習と教育・研究に必要な図書をはじめ、新聞、雑誌、視聴覚資料などの収集・整備を行い、これらを効率的に活用するための環境を用意しています。また、Webサイトではネットワークを介して24時間提供される様々なサービスを利用できます。

情報の宝庫・発信基地として総合メディアセンターを大いに活用し、有意義な学生生活を送ってください。

利用にあたっての注意事項

- ・館内（1階学生ラウンジを除く）では、環境保持のため飲食物（ペットボトル等のふたのできる密閉容器に入った飲物を除く）の持ち込みを固くお断りしています。また、濡れた傘の持ち込みもできません。入り口付近の傘袋に入れてください。
- ・資料や借用物、施設等は丁寧に扱ってください。
- ・館内では、スタッフの指示に従ってください。指示に従わない場合は退出していただきます。
- ・他の利用者の迷惑にならないようマナーを守って利用してください。

施設・サービス案内

◇連絡・お知らせ

図書の延滞や予約図書の到着など総合メディアセンターからの連絡は、メールで行っています。必要に応じて転送などの設定を行い、メールの確認を忘れないようにしてください。

みなさんへのお知らせは、総合メディアセンター（千葉NT）のWebサイト（<http://www.chiba.mrcl.dendai.ac.jp/>）にも掲載しています。

◇休館日

日曜・祝日、大学が定める休日は休館日です。この他に、総合メディアセンターが特に必要と認めた休館日がありますのでWebサイト等で確認してください。

◇図書閲覧室利用時間

通常開館（授業期間の月～金）	短縮開館（土曜日と休業期間の月～金）
9：30～19：00	9：30～16：00

*利用時間は、変更になることもありますのでWebサイトをご覧ください。

◇情報コンセント

ほとんどの閲覧席に情報コンセント（10/100Mbps Ethernet, RJ45）が付いています。パソコンとケーブルを持参すれば、インターネットの利用ができます。このほかには、大教室の全ての席、いくつかの教室やホール・ラウンジにも付いています。

◇無線LAN

キャンパス内の多くの場所、特に校舎内やその周辺で無線LANを利用することができます。特に15号館（千葉メディアセンター）では、ほとんどの場所で利用できます。

◇コンピュータ機器

館内には、パソコン等を備えた席も用意しています。開館中に自由に利用することができます。

15号館（千葉メディアセンター）以外にも、目的に応じていくつかのコンピュータ機器を設置しています。いずれも利用目的やルール、マナーを守って有効に利用してください。

◇プリントシステム

情報コンセントや無線LANを利用してノートパソコンや学内に設置している端末から利用できるオンデマンド方式の印刷環境です。カラー複合機とカラー大判プリンタがあり、カラー複合機はパソコンやUSBメモリからの印刷の他、コピーやスキャナの利用もできます。

また、プリントシステムでは印刷ポイントによる出力管理をおこなっており、毎年度、各ユーザには規定のポイントが付与され、利用の度に利用種別に応じたポイントが消費されます。

環境や資源を守るためにも、既定のポイントの範囲内で利用するように心がけましょう。

◇図書サービス

（1）図書資料の貸出

借用したい図書資料に学生証を添えて、カウンターへ提出してください。また、自動貸出装置を利用して貸出手続きをすることもできます。

■貸出冊数と貸出期間

対 象	貸出冊数	貸出期間
学部1～3年次相当生	5冊	2週間
卒業年次相当生	10冊	1ヶ月
大学院生	10冊	1ヶ月

※予約者がいなければ、貸出期間の更新ができます。返却期限日までに手続きをしてください。更新は、自動貸出装置の利用や、Webサイトの図書サービスからIDとパスワードを入力するだけで簡単に手続きすることができます。

■館外貸出ができないもの

1	禁帯出の赤ラベルが貼ってある図書資料
2	雑誌
3	修士論文および学位論文（複写も不可）
4	視聴覚資料（CD-ROM、DVDなど）
5	貴重書

（2）図書資料の返却

借用図書は、定められた期日までに返却してください。借りた図書資料はどのキャンパスでも返却可能です。返却期限日は、Webサイトの図書サービスから簡単に確認することができます。退学・除籍・転学・休学などの場合は、貸出残余期間にかかわらず即時返却してください。

休館日、開館時間外の返却は、ブックポストを利用してください。ブックポストは、各サテライトセンター正面出入口に設置されています。

注意！

期日までに返却しないと、遅れた日数分貸出停止となりますのでご注意ください。

なお、借用中の図書資料を紛失した場合には、弁償していただきます。

（3）図書資料の購入

購入希望の図書資料は、Webサイトの図書サービスから依頼することができます。購入不可の場合と、購入後貸出可能となったときに、メールで連絡します。

（4）図書資料の予約

図書資料は、Webサイトの図書サービスから予約することができます。貸出可能日はメールでお知らせします。貸出可能日以降にカウンターへお越しください。

	所属キャンパス	他キャンパス
予約できる資料	貸出中のもの	貸出中のものも含めて全て
貸出可能日	総合メディアセンターからのメールの発信日	
取り置き期間	7日間	

※図書資料が各キャンパスに届くまでの日数

東京千住⇔埼玉鳩山・千葉NT 1～2日

埼玉鳩山⇔千葉NT 2～3日

※状況によって日数が変更になる場合があります。

万が一、提供できない場合はメールで連絡します。

(5) 各種サービス

レファレンスサービス	図書資料および利用方法に関する質問、学内（外）の情報検索等についてカウンタースタッフが相談に応じます。
相互利用サービス	必要な資料が本学にない場合は、学外諸機関、他大学図書館等を調査して文献の複写・図書資料の貸借依頼や利用案内、紹介 をします。
検索サービス	本学で所蔵している図書資料は、閲覧室内のパソコンで自由に検索できます。また、総合メディアセンターのWebサイトの図書サービスを利用して検索することも可能です。
コピーサービス	図書資料の複写は閲覧室内のコピー機を利用してください。私物やノート類の複写はできません。著作権※に関しては、利用者が全責任を負うものとします。

※著作権に関する注意（著作権法第31条より抜粋）

図書館においては、次に掲げる場合には、図書資料を複製することができる。
 図書館等の利用者の求めに応じ、調査研究のために公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合。

Webサイトによるお知らせとサービス

Webサイトで以下の情報を公開、サービスを提供しています。

総合メディアセンター(千葉NT)Webサイト内の【図書サービス】をご覧ください。

- ・資料検索
- ・図書資料予約
- ・返却期限の確認（自分が借用している図書資料の返却期限の確認）
- ・借用図書の貸出期間の更新
- ・文献複写・図書資料貸借依頼〈有料〉
- ・図書購入依頼（購入希望図書の申込）
- ・新着図書情報
- ・ベストリーダ情報（よく利用される図書資料）
- ・オンラインジャーナル（IELOnline、ACMPortal、他多数）
- ・各種データベース
- ・電子図書館

メールによるお知らせ

図書サービスに関する連絡は主にメールで行っています。メールはすべて学籍番号宛になります。学生の場合は、学籍番号@ms.dendai.ac.jpです。

以下のような連絡をメールで行いますので、常に確認してください。

- ・ 予約図書資料到着のお知らせ
- ・ 貸出・更新・返却履歴（前日分）のご案内
- ・ 返却期限日のお知らせ（返却期限日の1日前に連絡）
- ・ 延滞のお知らせ（返却期限日以降に連絡）
- ・ 文献複写・図書資料貸借到着のお知らせ
- ・ 購入希望図書到着・却下のお知らせ

総合メディアセンター（千葉NT） Webサイト

総合メディアセンターのWebサイトには、総合メディアセンターからのお知らせの他、総合メディアセンターが提供する様々なサービスや設備等について、詳しい案内や利用手順（マニュアル等）が掲載されています。

Webサイトをよく確認して、総合メディアセンターのサービスを大いに活用してください。

URL <http://www.chiba.mrcl.dendai.ac.jp/>

The screenshot shows the homepage of the TDU-Media website. At the top, there is a navigation bar with tabs for 'お知らせ' (Notice), 'ITサービス' (IT Service), '視聴覚サービス' (Audiovisual Service), '図書サービス' (Library Service), '申請・予約' (Application/Reservation), 'サポート' (Support), and '館内利用案内' (In-library Usage Guide). Below the navigation bar is a large image of the building. To the right of the image, the text 'TDU-Media 総合メディアセンター 千葉サテライトセンター' is displayed. Below the image, there is a section for 'お知らせ' (Notice) with three items dated 2012.11.20, 2012.11.19, and 2012.11.02. To the right of the notice section are four buttons: 'Webメール (学生用)', 'パスワード 変更', 'パスワードを忘れた方 ログインできない方', and 'ダウンロード'. On the far right, there is a '開館カレンダー' (Opening Calendar) for December 2012, showing the opening status for each day of the month. The calendar uses symbols: a circle with a dot for '通常開館' (Normal Opening), a circle with a horizontal line for '短縮開館' (Shortened Opening), and a diamond for '閉館' (Closed). The calendar shows that the library is closed on December 25th and 26th, and has shortened hours on December 27th and 28th.

お問い合わせ窓口

総合メディアセンターのサービス等について不明な点があれば、以下までお問い合わせください。

○図書に関すること

15号館（千葉メディアセンター） 1階または2階の図書閲覧室カウンター

メール：c-library@mrcl.dendai.ac.jp

○図書以外に関すること

1号館（教育棟） 1階 事務部窓口内の総合メディアセンタースタッフ

メール：chiba-info@mrcl.dendai.ac.jp

第3章

学 生 生 活

3 進路（就職・大学院への進学）

就 職

はじめに

経済や技術進歩の動きは日本の中だけで解決できる問題ではなく、世界を相手にする時代になっています。今は実感がないかもしれませんが、社会に出てグローバルに仕事をする時がやってくるでしょう。大学生活の中で何を学び、何を経験していくかは、皆さんの将来にとって非常に大切な事です。

私達（情報環境学部事務部就職担当、学生支援センター、理工学部事務部学生厚生・就職担当）は、皆さんの就職までの活動を側面から支援するスタッフです。皆さんに「生きがいのある将来」を目指し、充実した学生生活を送っていただきたいと思います。

大学の環境・施設をフルに活用し、疑問・質問が生じた場合は遠慮なく、先生方や私達スタッフに相談してください。

目標のある生活

大学生活を始めるにあたって、大学に進学した理由や、学部、学科を選択したきっかけをもう一度自分なりに振り返ってみましょう。大学入学という目標を達成し気が抜けてしまった人もいるかもしれませんが、ここで次の目標をたててみましょう。目標にチャレンジする・何か趣味に熱中する・友人と沢山遊ぶ…今でしかできないことを楽しんで経験することは、就職という「点」だけではなく「人生」という大きな流れにおいて非常に大切な事です。

キャリアを考える

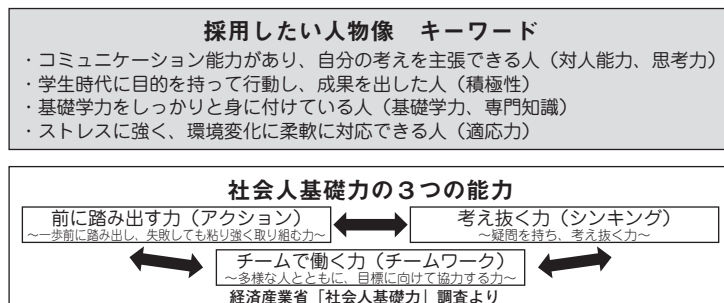
キャリアcareerとは「経歴」「職業」の意で「人生」もさす言葉です。キャリアは社会へ出たあと、会社で異動があるとき、自分で事業を始めるときなどに深く考える事になります。

将来の自分は「どんな人になりたいか」を思い描き、それに近づくための方法を考えてみましょう。目標に向けて今をどう過ごし、何をしておくべきかをしっかりと考えることが大切です。

皆さんの今後のステップとして、まず1・2年のうちから今後の「人生」を考え、3・4年で専門性を身につけていくことが挙げられます。

大学生活のヒント

ここで少し就職について考えてみましょう。企業は「採用したい人物像」として下記を挙げています。これらは大学でやっておくべきことのヒントとなります。



身につけよう！

今後の人生で直面する問題には「**一つの決まった答え**」というものはありません。

社会では、「**自分で考え、行動を起こす能力**」が求められています。

セルフチェックシート

それぞれの年次の目標とガイドを挙げます。
できた項目の□をチェックしてみましょう。

Freshman 1年目

自己発見

充実した学生生活を送る

- ☐ 新しい目標を立てる
- ☐ 将来に向けて学生生活を設計する
- ☐ 読書、文章を書く習慣を身につける
- ☐ スポーツ、体力アップをはかる
- ☐ クラブ・課外活動に参加する
- ☐ 新しい仲間を作る

充実した学生生活をおくるためにフレッシュマンゼミに参加しよう

Sophomore 2年目

自分磨き

社会と自分の関係を考える

- ☐ 興味を掘り下げ得意科目をつくる
- ☐ 研究したいことを見つける
- ☐ 社会人基礎力を身につける
- ☐ 幅広い教養を深める
- ☐ アルバイトで社会体験を拡げる
- ☐ 社会奉仕活動（ボランティア）に参加する
- ☐ 英語力を向上させる
- ☐ 仲間をふやす

ガイダンスに参加しよう

4年間の設計図を描いていこう！

大学院進学
より高度な
研究者をめざして

Junior
3年目

社会への跳躍

コミュニケーション能力をつける

- ☐ 就職支援行事に積極的に参加する
- ☐ インターンシップに参加する
- ☐ 将来の目標となる人物像を抱く
- ☐ 特技や得意分野をさらに拡げる
- ☐ 主体的に計画や実験に関わり成果を出す
- ☐ 問題解決スキルを磨く
- ☐ 新聞を読む習慣をつける
- ☐ 文章による自己表現力を磨く
- ☐ 良き相談相手をもつ

仕事研究や就職支援行事が本格化
3年終わりから就職活動開始

Senior
4年目

夢の実現へ 4年間の集大成

- ☐ 武器となる工学の専門知識を持つ
- ☐ 具体的なキャリアプランを立てる
- ☐ 誰にも負けないスキルを持つ
- ☐ 次世代技術についての知識を探究する
- ☐ プレゼンテーションスキルを向上させる
- ☐ 研究で成果を挙げる（積極的に学会等で発表をしよう）
- ☐ 社会人としての知識やマナーを身につける

進路が決まった
さあ、卒業まで最後の追い込みだ！

進路決定！
就職決定者は内定報告書を速やかに提出

大学院への進学のおすすめ

大学院情報環境学研究科修士課程は情報環境学部を基礎とした大学院（修士課程）です。（詳細については P. 173～P. 176参照）本研究科は、学部レベルで学んだ基礎学力をさらに向上させ、高度な情報環境学関連の技術者としてグローバルかつ即戦力的に社会で活躍できる人材の養成を主目標として設立されました。

資源の乏しいわが国が技術立国としてこれまで努力し、経済大国とまで言われるようになりました。しかし、バブル崩壊後、多くの日本企業が経済競争力を失い、その建て直しのために種々の努力を続けております。このような現状の中、特に高度技術・先端分野の企業では、企業内教育は最小限に抑え、できる限り即戦力的人材の確保に努める方向へ進んでおり、求人対象も学部卒業者から大学院修士課程修了者へとシフトしております。

したがって、皆さんが、今後どのような社会で活躍して行こうと考えるかによって、学部卒かあるいは大学院進学かを真剣に考える必要があります。

大学院への進学も視野に入れるなら、カリキュラム計画あるいはそのバージョンアップ版を検討する段階で総合的な計画を練り、できる限り早い段階（できれば入学時点）から計画的に学習をすることを勧めます。

学部で3年以上在学し、早期卒業や飛び級によって大学院へ進学するための基準、あるいは学内推薦により大学院に進学するための基準も明確に定められています。

また、奨学制度や副手制度により、経済的負担が学部と比較し軽減されていることも本学大学院の特徴のひとつとなっています。

現在では、研究所やそれに類する研究機関を持っている企業も多く、大学院修了生の求人数も増加しています。特に公的研究機関に就職を希望する場合は大学院への進学を勧めます。

多くの学部在学学生が大学院進学を真剣に考えることを期待しています。

「東京理工系4大学による学術と教育の交流に関する協定」に基づく他大学院推薦入試制度

「東京理工系4大学による学術と教育の交流に関する協定」（協定校：芝浦工業大学、東京都市大学、工学院大学、本学）の一環として、4大学による大学院修士課程への特別推薦入試制度があります。

この制度は各大学の学部学生に対して各大学の各研究科各専攻が他大学から推薦された学生（出身大学内の学内推薦基準を満たしている学生）を1名ずつ受入れ、相互の交流をはかることを目的としております。

詳細については、事務部まで問い合わせてください。

1 情報環境学専攻（修士課程）

〈内容と特色〉

いつでも、どこでもコンピュータや情報と触れ合える情報環境の「基盤整備と資源活用
の高度化」、情報環境に存在するさまざまな資源を統合して、新しい学術的分野を創成する
「情報環境統合」という2つの基本コンセプトのもとで、より高度で専門的な教育・研究を
推進しています。高度な専門知識の習得と研究能力の育成はもとより、近年の技術のグ
ローバル化に即応できる国際技術者の育成、新しい視点からのビジネスの創生を担ってい
く独創性や創造性に富んだ起業家マインドの醸成を基本方針として、独自のカリキュラム
を取り入れています。

〈主要研究部門・対象分野〉

- 教育システム工学部門：センサ技術、ネットワーク技術およびソフトウェア技術を基盤として、高い学習効果を上げられる理想的な教育システムに関わる研究・教育を行う。さらに、教授者と学習者にとっても心理学的・生理学的に好ましい自然なヒューマンインタフェースの研究を行う。この研究分野では、ヒューマンインタフェースを含めた、将来の教育分野の最先端技術を効果的に活用することが必須であり、特に教育コンテンツを含む実践的なシステムの構築法・分析手法を修得する。
- 情報ネットワーク工学部門：IP技術を中心としたネットワーク設計上の理論的な基礎や応用技術を修得し、次世代ブロードバンド技術、ユビキタスネットワーク技術を支えるネットワーク基盤の研究・教育を行う。具体的にはアドホック・センサーネットワーク、可視光通信等の実験環境を活用して、ネットワークを安心・安全に利用するための高信頼化技術、ネットワークセキュリティ技術、高速化アーキテクチャ技術に関わる高度な専門技術を修得する。
- 知能情報工学部門：近未来の高度知能化社会を実現するため、知能情報に関する技術の基礎から最新技術にいたるまでの研究・教育を行う。自らが知能情報システムを構築できる技術までの幅広い専門分野、具体的には人工知能技術、情報システム技術、データベース技術、分散システム技術、高信頼IT技術、ソフトウェア技術に関する高度な専門知識と研究能力を、最先端技術を結集した研究・教育環境の下で修得する。
- マルチメディア工学部門：人が安心し、便利で快適に暮らすために有用となる機器やシステムを設計・開発するための専門技術の研究・教育を行う。具体的にはデジタル信号処理技術を基盤にして、音声・音響・画像・ヒューマンインタフェースなど、人と機器とを相互に信頼できる快適な状態で接続するために必要なソフトウェア技術とハードウェア技術の双方を研究対象とした研究指導を実践し、マルチメディアの発展に貢献するための高度な専門技術を修得する。

- 医用福祉工学部門：生体情報計測・処理技術を基礎にして、脳機能、生体信号解析法、高齢者や乳幼児の工学的支援などの研究・教育を行う。具体的には本キャンパス内にある総合研究所千葉共同利用施設内の高度な研究設備を利用した研究活動を通じて、脳科学、生体医工学、人間工学、福祉工学などに関し、医用工学の技術者に必須となる基盤技術を修得する。さらに、情報工学一般の技術者にも有効に活用できる専門知識と方法論を修得する。
- 空間デザイン部門：高度に情報化され、しかも少子高齢化社会を迎えた私たちの生活空間を、如何に豊かで快適な空間にデザインするかの研究・教育を行う。その知識を深めるため、地域施設計画学をはじめ、生活環境学、生体学的空間学、ヒューマンメディア環境学等の高度な思想や理念を学ぶとともに、具体的で創造的なアイデアを創出するオープンコンペに参画し、高度な専門技術を修得する。
- コミュニケーション工学部門：複雑で高度な情報社会においてこそ密なコミュニケーションが重要となる。本部門では、人と人、人と機械の間の快適なコミュニケーションを実現するため、インタフェース工学、メディア工学、認知心理、社会心理など工学と人間科学の両方の学問の研究・教育を行う。特に、人間中心の考え方のもと未来の社会を支える視野の広いエンジニアを育成するための高度な専門技術を修得する。
- 情報科学部門：情報技術に理論的な基礎を与える本質的で重要な概念の修得を目的とし、様々な問題への数学的アプローチを中心とした研究・教育を行う。具体的にはセキュリティや通信の品質を保証する符号理論の基礎となる代数学、特に公開鍵暗号系の基礎となる整数論、人工知能における形式化された推論を扱う数理論理学に加え、3次元CADや図形プログラミングの応用技術を修得する。

〈開設科目〉

国際技術者英語ⅠA	インターネット工学特論
国際技術者英語ⅠB	ネットワークセキュリティ工学特論
国際技術者英語ⅡA	ネットワーク工学特論
国際技術者英語ⅡB	高信頼化アーキテクチャ
知的財産特論	リファクタリング特論
MOT概論	ユビキタスネットワークサービス設計学特論
情報環境学セミナーⅠA	データベース工学特論
情報環境学セミナーⅠB	分散システム技術特論
情報環境学セミナーⅡA	知能システム工学
情報環境学セミナーⅡB	言語処理特論
情報環境学グループ輪講ⅠA	高信頼IT特論
情報環境学グループ輪講ⅠB	データベース設計工学
情報環境学グループ輪講ⅡA	複合機能システムのデザイン
情報環境学グループ輪講ⅡB	情報処理ハードウェア概論
情報環境学創造型プロジェクトⅠA	現代信号処理
情報環境学創造型プロジェクトⅠB	社会音響学特論
情報環境学創造型プロジェクトⅡA	生体情報システムのデザイン
情報環境学創造型プロジェクトⅡB	生体計測と情報処理
情報環境学特別研究ⅠA	医用福祉システム特論
情報環境学特別研究ⅠB	脳情報工学特論
情報環境学特別研究ⅡA	地域施設の空間計画論
情報環境学特別研究ⅡB	生活環境学
情報環境学調査研究ⅠA	ヒューマンメディア環境論
情報環境学調査研究ⅠB	生態学的デザイン論
情報環境学調査研究ⅡA	建築構造学特論
情報環境学調査研究ⅡB	特別設計演習A
	特別設計演習B
	建築実務インターンシップA
	建築実務インターンシップB
	コミュニケーションインタフェース特論
	暗号理論
	記号論理
	整数論
	3次元CAD特論

〈情報環境学専攻教員一覧〉

氏 名	職 名	専 門 分 野
伊勢 史郎	教 授	音場再現、コミュニケーションの認知科学、音と身体の相互作用
上野洋一郎	教 授	非同期システム設計手法
大山 実	教 授	情報通信サービス
小林 浩	教 授	情報通信
近藤 通朗	教 授	数理論理学
紫合 治	教 授	ソフトウェア工学、要求分析、プログラム自動生成
穴戸 真	教 授	教育工学・英語教育学
柴田 滝也	教 授	感性情報処理、都市景観、バーチャル・リアリティ
鈴木 秀一	教 授	暗号理論、疑似乱数の生成と応用、代数幾何学の応用
築山 俊史	教 授	計算機による視覚情報処理
鶴田 節夫	教 授	分散処理、知能型システム、計画立案システム
新津 靖	教 授	先端材料、コンピュータ援用教育
根本 幾	教 授	バイオサイバネティックス
宮原 一紀	教 授	ディジタル回路設計
宮保 憲治 ☆	教 授	情報通信ネットワーク
武川 直樹	教 授	画像認識、コンピュータビジョン、ヒューマンインターフェース
吉村 彰 ★	教 授	建築計画、地域施設計画、建築設計
和田 雄次	教 授	データベース技術
栗城 眞也	特任教授	ブレインマシンインターフェース、高次脳機能解析
中田 毅	特任教授	システム制御・遠隔システム
伊藤 俊介	准教授	建築計画・設計、環境心理学／環境行動論
川勝 真喜	准教授	信号処理、脳科学、生体工学
小濱 隆司	准教授	エレクトロニクス、コンピュータ、信号処理
島田 尊正	准教授	医用工学、ニューラルネットワーク、信号処理
鈴木 真	准教授	医療福祉工学、計測制御
見正 秀彦	准教授	暗号理論、符号理論への整数論の応用
宮川 治	准教授	ソフトウェア設計
八槇 博史	准教授	情報セキュリティ、コンピュータネットワーク、分散人工知能
大崎 淳史	助 教	建築計画・設計、建築人間工学、バリアフリー環境
木村 敦	助 教	コミュニケーション、感性情報認知

★：研究科委員長

☆：専攻主任

科目等履修生

現役の学生の皆さんには直接関係ありませんが、皆さんが卒業後、何らかの理由で特定の科目を学修し、単位の修得等が必要になった場合に適用される制度です。詳細については、学則の第9章53条に規定されております。参考のために関係する部分を下記に示しておきます。

“本大学の学生以外の者で、本大学で開設している1または複数の授業科目の履修を希望する者は、本大学の教育研究に支障のない範囲内で、選考のうえ、科目等履修生として科目等の履修を許可することができる。”

第4章

資 料

東京電機大学学則

第1章 総 則

（目的・使命）

- 第1条 本大学は、学校教育法による最高の教育機関として、民主的社会人としての教養を涵養するとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、その知的道徳的能力を展開させ、もって優秀な人材を養成することを目的とする。
- 2 本大学は、第3条第1項に定める学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部の学部規則に定める。

（自己評価等）

- 第2条 本大学においては、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価は、その趣旨に則して適切な項目を設定し、かつ適切な体制のもとに行う。
- 3 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、学外者による検証を行うよう努めるものとする。
- 4 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組 織

（学部・学科の組織）

- 第3条 本大学に、次の学部及び学科を置く。

工学部

電気電子工学科

環境化学科

機械工学科

情報通信工学科

工学部第二部

電気電子工学科

機械工学科

情報通信工学科

理工学部

理工学科

情報環境学部
情報環境学科
未来科学部
建築学科
情報メディア学科
ロボット・メカトロニクス学科

- 2 前項の各学科の入学定員、編入学定員および収容定員は、別表第1とする。
- 3 第1項に定める各学部・学科に学部規則を定める。
- 4 前項の学部規則に、次の事項を定める。
 - ① 学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
 - ② 学年・学期に関する事項
 - ③ 教育課程及び単位に関する事項
 - ④ 成績及び卒業に関する事項
 - ⑤ その他、大学則施行上の必要事項

(大学院)

第4条 本大学に、大学院を置く。大学院に関する規則は別に定める。

(総合メディアセンター・研究推進社会連携センター等)

第5条 本大学に、総合メディアセンターを置く。

- 2 本大学に、研究推進社会連携センターを置く。
 - ① 研究推進社会連携センターに、総合研究所を置く。
- 3 本大学に、国際センターを置く。
- 4 前2項のほか、実習工場、その他教育・研究に必要な施設を置く。

第3章 運営の機関及び教職員

(学長・学部長等)

第6条 本大学に、学長を置く。学長は、校務をつかさどり、大学を代表する。学長の選出に関する規則は、別に定める。

- 2 各学部・学科に、学部長を置く。学部長は当該学部・学科に関する学務をつかさどる。
- 3 前2項のほか、教育・研究の運営上必要な職を置く。

(職員)

第7条 教育職員として、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

- 2 事務職員、技術職員及び必要な職員を置く。

(学部教授会)

第8条 各学部・学科に、教授会を置く。

- 2 教授会は、その学部・学科の教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、その学部・学科の准教授及び専任の講師を、教授会構成員とすることができる。
- 3 教授会は、学部長が招集する。

(連合・合同教授会)

第9条 工学部及び工学部第二部については、その連合教授会をひらくことができる。

2 学長は、全学部合同教授会を招集することができる。

(審議事項)

第10条 教授会は、その学部に関する次の事項を審議する。

- ① 学生の入学・進級・卒業・休学・退学等に関する事項
 - ② 学位授与に関する事項
 - ③ 教育課程及び授業に関する事項
 - ④ 履修・試験・成績等に関する事項
 - ⑤ 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
 - ⑥ 大学則及び学部規則の改正に関する事項
 - ⑦ 学部長の推挙に関する事項
 - ⑧ 学科長及び系列主任の選定に関する事項
 - ⑨ 教授、准教授、講師、助教及び助手の人事に関する事項
 - ⑩ 学部長が諮問した事項
 - ⑪ その他教育・研究に関する事項
- 2 教授会は、大学全般にわたるもしくは各学部共通する次の事項を審議する。
ただし、必要があるときは、合同教授会においてこれを審議する。
- ① 学長の推挙に関する事項
 - ② 学長室長、学長補佐、教育改善推進室長、入試センター長、学生支援センター長、国際センター長、研究推進社会連携センター長及び総合メディアセンター長の選定に関する事項
 - ③ 学長が諮問した事項
 - ④ その他の重要な事項

第4章 修学期間及び授業

(修業年限)

第11条 修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第12条 最長在学年限は、8年とする。ただし、編入学、転入学及び再入学した者の最長在学年限は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

(学年・学期・授業期間)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学年を前学期及び後学期に分け、その期間については各学部において定める。
- 3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 4 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次の通りとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

創立記念日 9月11日

夏 季 休 業

冬 季 休 業

春 季 休 業

- 2 夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間については、各学部においてその都度定める。
- 3 必要があるときは、休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。
- 4 休業中でも、特別の必要があるときは、授業を行うことがある。

(授業の時)

第15条 工学部、理工学部、情報環境学部及び未来科学部は昼間に、工学部第二部は夜間に、授業を行う。

第5章 教育課程及び単位

(教育課程の編成方針)

第16条 本大学においては、学部及び学科または課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。
- 3 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 4 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(授業科目)

第17条 授業科目については、各学部規則において定める。

- 2 各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当して編成する。ただし、自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。
- 3 共通教育科目として、特定の主題について2以上の科学の分野にわたる内容を総合した科目を設けることができる。

(履修の要件)

第18条 履修の要件については、各学部規則において定める。

- 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部において定めるものとする。
- 3 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生について、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認定することについては、各学部において定めるものとする。

(他学部等の科目履修)

第19条 本大学の学生が所属する学部他学科または他学部の学科において履修し、修得した授業科目の単位のうち、教授会が教育上有益と認めたものは、当該学生が所属する学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる科目及び単位数等は、各学部において定めるものとする。

(教員の免許状授与の所要の資格の取得)

第20条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、教職に関する科目及び必要な授業科目を修得しなければならない。

- 2 本大学において取得できる免許状の種類は別表第2とし、教職課程に関する科目及び必要な授業科目は各学部規則において定める。

(単位の算定基準)

第21条 各授業科目の単位数は、各学部教授会において定めるものとする。

- 2 授業科目の単位数の算定に当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、原則として、授業の方法に応じ、次のとおり単位数を計算するものとする。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - ② 実験、実習、製図及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

第6章 試験、成績、進級、卒業及び学位授与

(履修届)

第22条 学生は、履修する授業科目につき、指定の期限までに、履修届を提出しなければならない。

(試 験)

第23条 授業科目の履修終了の認定のため、試験を行う。ただし、授業科目によっては、平常の成績をもって試験に代えることができる。

(試験の方法・時期)

第24条 試験は、筆記、口述、または論文審査等の方法により行う。

- 2 試験の時期は、学期末とする。ただし、必要があるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験資格)

第25条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められた規則に従って履修した授業科目についてのみ、試験を受けることができる。

(成績評価・単位認定)

第26条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格とし、D

を不合格とする。

- 2 試験に合格した授業科目については、その授業科目について定められた単位を与える。
- 3 本学は、第1項に係る成績評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行なうものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第27条 本大学の学生が本大学に入学した後に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位のうち、教授会が教育上有益と認めたものは、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、本大学の学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合及び外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 本大学の学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会が教育上有益と認めたものは、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 本大学の学生が本大学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生によって修得した単位を含む。)のうち、教授会が教育上有益と認めたものは、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学の学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会が教育上有益と認めたものは、本大学における履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合をのぞき、本大学において修得した単位以外のものについては、前々条第1項及び第2項並びに前条第1項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(進 級)

第30条 本大学においては、学生の単位修得の状況を考慮し、上級学年次に進みその学年次に配当された授業科目を履修するための条件を定めることができる。

- 2 前項の条件をみたさない者は、原学年次に留年する。

(卒 業)

第31条 本大学は、4年以上在学し、学生が所属する学部における履修要件を満たした者を卒業と認定する。

- 2 本大学が文部科学大臣の定めるところにより、本大学の学生として3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものを含む。)で、卒業の要件として本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合の卒業の取扱いは、前項の規定にか

かわらず、別に定める。

(学位の授与)

第32条 本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学士の学位に付記する名称は、次のとおりとする。

工 学 部	電 気 電 子 工 学 科	学士(工学)(東京電機大学)
	環 境 化 学 科	学士(工学)(東京電機大学)
	機 械 工 学 科	学士(工学)(東京電機大学)
	情 報 通 信 工 学 科	学士(工学)(東京電機大学)
工学部第二部	電 気 電 子 工 学 科	学士(工学)(東京電機大学)
	機 械 工 学 科	学士(工学)(東京電機大学)
	情 報 通 信 工 学 科	学士(工学)(東京電機大学)
理 工 学 部	理 工 学 科	学士(理学)(東京電機大学)
		学士(工学)(東京電機大学)
		学士(情報学)(東京電機大学)
	情 報 環 境 学 科	学士(情報環境学)(東京電機大学)
情報環境学部	建 築 学 科	学士(工学)(東京電機大学)
	情 報 メ デ ィ ア 学 科	学士(工学)(東京電機大学)
	ロボット・メカトロニクス学科	学士(工学)(東京電機大学)

第7章 入学、学籍の異動及び賞罰

(入学の時期)

第33条 入学の時期は、学年もしくは学期の始めとする。

(入学資格)

第34条 本大学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- ① 高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- ② 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ④ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者
- ⑥ 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- ⑦ その他、本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第35条 入学志願者は、指定の期間内に、入学志願手続をとらなければならない。

(入学者の選考)

第36条 本大学に入学するには、入学者の選考に合格しなければならない。

2 入学者の選考は、学力検査、調査書の審査、面接、健康診断等の方法により行う。

(入学手続)

第37条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他必要な書類に、別表第3に定める学費を添えて、入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(保証人)

第38条 学生は、在学中、保証人がなければならない。

2 保証人は、父、母、またはその他の成年者で、独立の生計を営む者でなければならない。

3 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。

(変更の届)

第39条 学生は、氏名、本籍、住所及び保証人もしくはその住所に変更があったときは、すみやかに届出なければならない。

(編入学・転入学)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者が、所定の手続を経て、編入学を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。ただし、情報環境学部においては、編入学定員の範囲内において選考のうえ、許可する。

- ① 大学を卒業した者
- ② 短期大学を卒業した者
- ③ 高等専門学校を卒業した者
- ④ 他の大学で1年以上を修了した者
- ⑤ その他法令により編入学を認められた者

2 他の大学の学生が、所定の手続を経て、転入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。

3 前2項により編入学または転入学した者の在学年数には、本条による入学以前の学校在学年数の全部または一部を算入する。

4 本大学の学生が他の大学に転入学を志望するときは、事情により許可することがある。

(転学部・転学科)

第41条 本大学の学生が転学部または転学科を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。

2 転学部または転学科した者の在学年数には、前に在籍した学部または学科の在学年数の全部または一部を算入する。

(休 学)

第42条 傷病またはやむを得ない理由により、ひき続き3ヶ月以上出席することができない者は、医師の診断書または理由書を添え、保証人と連署のうえ、休学を願い出て、学部長の許可を受けて休学することができる。

(休学期間)

第43条 休学期間は、休学の許可を受けた年度かぎりとする。ただし、特別の事情があると認めたときは、願い出により、休学期間の延長を許可することがある。

- 2 休学期間は、通算して3年をこえることができない。
- 3 休学期間は在学年数に算入しない。
- 4 工学部、理工学部、情報環境学部及び未来科学部においては休学者は学期ごとに、60,000円の在籍料を納入する。工学部第二部においては、休学者は学期ごとに30,000円の在籍料を納入する。

(復 学)

第44条 休学した者は、休学の理由が消滅したときは、保証人と連署のうえ、復学を願い出て、学部長の許可を受けて、復学することができる。

- 2 復学の時期は、原則として、学期の始めとする。

(退 学)

第45条 傷病その他の理由により退学をしようとする者は、医師の診断書または理由書を添え、保証人と連署のうえ、願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

- ① 最長在学年数をこえた者
- ② 工学部、工学部第二部及び未来科学部においては同一学年に通算して4年の在学をこえてなお進級できない者。また、理工学部においては、同一学年に通算して4年の在学をこえてなお進級・卒業できない者
- ③ 学業成績が特に不良で、改善の見込みがない者
- ④ 第43条第2項に定める通算休学期間をこえてなお復学しない者
- ⑤ 正当な理由がなく、無届で、ひき続き3ヶ月以上欠席した者
- ⑥ 工学部、理工学部、工学部第二部及び未来科学部において、前期分学費を7月末日までに、後期分学費を1月末日までに納入しない者。情報環境学部においては、前期分学費を7月15日までに、後期分学費を12月15日までに納入しない者

(再入学)

第47条 本大学を退学した者または除籍された者が、再び入学を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は、許可しない。

(留 学)

第48条 本大学の学生が、外国の大学等の授業科目を履修するため、当該大学等への留学を希望し、かつ本人の教育上有益であると認める場合、これを許可することができる。

- 2 留学期間は1年を原則とする。ただし、本学が認めた大学等への短期留学については、1年未満であっても特別に留学を認めることができる。
- 3 前項により認められた留学期間については、1年を限度として第11条に定める修業年数に算入することができる。
- 4 留学期間中における学費は、事情により減額もしくは免除することができる。

(表 彰)

第49条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第50条 本大学の規則・規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、その情状により、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行なう。

① 性行不良で改善の見込みがない者

② 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分にいちじるしく反した者

第 8 章 学費及びその他の費用

(学費及びその他の費用)

第51条 入学検定料、学費及び科目等履修費は、別表第3とする。

2 学費とは、入学金、授業料、実験実習料、教育充実費をいう。

3 学費及びその他の費用は、所定の期日までに納入しなければならない。

4 すでに納入した学費及びその他の費用は返還しない。ただし、入学手続きのために納入した学費その他の費用については、学費取扱規程の定めによる。

5 入学金を除く学費は分納することができる。

第 9 章 研究生、研究員、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生・研究員)

第52条 本大学において特定の教員の指導のもとに研究することを志願する者は、選考のうえ、研究生として受入れることができる。

2 本大学において特定の専門事項について特定の教員と協力して研究を行うことを志望する者は、選考のうえ、研究員として受入れることができる。

(科目等履修生)

第53条 本大学の学生以外の者で、本大学で開設している1または複数の授業科目の履修を希望する者は、本大学の教育研究に支障のない範囲内で、選考のうえ、科目等履修生として科目等の履修を許可することができる。

2 科目等履修生については、別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で第34条に定める入学資格がある者は、選考のうえ、外国人特別学生として入学を許可することができる。

2 外国人で本学における特定の授業科目を聴講することを志願する者は、選考のうえ、外国人特別聴講生として入学を許可することができる。

3 外国人で本学における特定の教員について研修を志願する者は、選考のうえ、外国人特別研究生として受入れを許可することができる。

(社会人特別学生)

第55条 社会人で第34条に定める入学資格がある者は、選考のうえ、社会人特別学生として入学を許可することができる。

2 社会人特別学生は、企業依託学生及び工学部第二部社会人コース学生とする。

3 社会人特別学生についての事項は、別に定める。

(準 用)

第56条 前3条の規定に抵触しないかぎり、本学則の他の規定は、科目等履修生、外国人留学生及び社会人特別学生に準用する。

第10章 改正及び雑則

(改 正)

第57条 本学則の改正は、各学部教授会の議を経なければならない。

(施行細則その他)

第58条 本学則施行についての細則その他必要な事項は別に定める。

東京電機大学情報環境学部規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、東京電機大学学則（以下「大学則」という。）第3条第3項に基づき、情報環境学部（以下「本学部」という。）の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的、学年及び学期、教育課程及び単位、成績及び卒業その他大学則施行上必要な事項を定める。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 本学部は、個々の学生がそれぞれの能力に応じ、それぞれの興味・関心を伸ばす「個別重視型教育」を通じて、将来にわたって情報技術の変遷に適応し、社会に貢献する能力を備えるための基礎学力と、本質を理解して広い視野に立って自らの進むべき方向を判断・選択する基礎能力を育成する。また、本学部は、情報関連の学術の発展と今後社会に必要とされる動向を見据え、21世紀に活躍できる情報に関する技術者を養成する。

2 本学部の情報環境学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

情報環境学科は、情報、人間、システム、コミュニケーションの分野において専門性を十分に発揮できる情報技術に関する基礎能力を修得させることを目的とする。また、本学科は、急速な技術変革が常在化している情報社会において、技術の本質を見抜き、問題発見と解決能力を有し課題に的確に対処し、広い視野にたって21世紀に活躍できる情報に関する技術者を養成する。

第2章 組 織

(コース制)

第3条 本学部は、情報環境学科に、次のコースを置く。

ネットワーク・コンピュータ工学コース

デジタル情報工学コース

建築デザインコース

コミュニケーション工学コース

第3章 学年及び学期

(学年・学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2つの学期に分ける。

前学期 4月1日から8月31日まで

後学期 9月1日から翌年3月31日まで

第4章 教育課程及び単位

(授業科目)

第5条 授業科目の区分は、共通教育科目、専門教育科目及び教職課程に関する科目とし、別表第1のとおり開講する。

(履修の要件)

第6条 本学部における履修の要件については、別表第2のとおりとする。

(履修単位の制限)

第7条 本学部では、各学期に履修できる単位数を次のとおり定める。

1つ前の学期のG P A (小数点第4位を四捨五入)	履修登録上限単位数
2.200以上	25単位
0.601以上 2.199以下	21単位
0.600以下	12単位

2 前項にかかわらず、入学後の最初の学期の履修登録上限単位数は19単位とする。また、編入学者、転入学者、転学部者及び復学者の最初の学期の履修登録上限単位数は21単位とする。

3 第9条に基づき、履修科目を保留した者の次学期の履修単位については、学科長及び授業担当教員の許可を得た場合、25単位まで履修することができる。

(事前履修条件)

第8条 履修する科目のうち事前履修条件が付されている科目については、事前履修条件として指定された科目の成績がS、A、B、C、Dのいずれかの成績評価を修めていなければ、履修することができない。

(履修科目の保留)

第9条 履修の途中で、やむを得ない理由により長期欠席する場合は、学科長及び当該授業科目の担当教員の許可を得た上で、所定の手続きをとることにより、履修する科目の評価を1年以内（休学期間を除く）に限り保留扱いにすることができる。

2 前項において評価を保留扱いとした科目を1年以内（休学期間を除く）に履修しなかった場合は、E評価とする。

なお、保留扱いの期間内に卒業・退学・除籍となった場合についてもE評価とする。

(教員の免許状授与の所要の資格の取得)

第10条 本学部において取得できる免許状の種類は大学則別表第2とし、教職課程に関する科目及び必要な授業科目は別表第3とする。

第5章 成績及び卒業

(成績評価・単位認定)

第11条 本学部は大学則第26条に基づき、科目の成績評価を行う。

2 本学部における、成績評価及びG P A（Grade Point Average）ポイント（以下「G P

A」という。)は、次の評点区分に基づき行う。

評 点	成 績 評 価	G P Aポイント
90～100	S	4
80～ 89	A	3
70～ 79	B	2
60～ 69	C	1
40～ 59	D	0
0 ～ 39	E	0
放 棄	—	0

- 3 G P Aの計算方法は次のとおりとし、G P Aの表記は小数点第4位を四捨五入して小数点第3位まで表示するものとする。なお、自由科目（卒業要件とならない科目）、履修を保留した科目、単位認定科目及び履修中の科目は計算の対象としない。

$$G P A = \frac{(\text{各科目の単位数} \times \text{当該科目で得たポイント}) \text{の合計}}{\text{履修した全ての科目の総単位数}}$$

(卒 業)

第12条 本学部は、4年以上在学し、第6条別表第2に規定する履修の要件に従い、合計124単位以上を修得した者を卒業と認定する。

- 2 本学部は、大学則第31条第2項に定める卒業の基準を別に定める。

(学業継続願い)

第13条 前条において卒業を認定された者が、所定の手続きにより期間を定めて学業継続を願い出て、学部長の許可を受けた場合は、引き続き本学部の学生として在籍することができる。ただし、引き続き在籍できる期間は、大学則第12条に定める最長在学年限の範囲内とする。

(退学勧告等)

第14条 学科長は、当該学期のG P Aが0.600以下の者で、学修意欲が欠如していると判断した場合、口頭での教育的指導を行うとともに、退学予備勧告を行うことができる。

- 2 学部長は、退学予備勧告を受けた者が、連続した2つの学期においてG P Aが0.600以下で学修意欲が認められないと判断した場合、学部長は教授会の議を経て、退学を勧告することができる。

第6章 改 正

(改 正)

第15条 この規則の改正は、本学部教授会の議を経なければならない。

附 則

- 1 (施行期日)

(1) この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- (2) この規則は、平成23年3月8日に第3条を追加し次条以下を繰り下げ、第5条、第5条別表第1（情報環境学部の授業科目及び単位数）、第6条別表第2（情報環境学部の履修の要件）、第7条別表第3（情報環境学部における教職課程の履修方法）を改正し、平成23年4月1日から施行する。
- (3) この規則は、平成24年3月13日に第7条、第8条、第9条を追加し、次条以下を繰り下げ、第11条を改正し、第13条、第14条を追加し、次条以下を繰り下げ、第5条別表第1を改正し、平成24年4月1日から施行する。
- ただし、平成23年度以前に入学した者の各学期に履修できる単位数については、第7条第1項の定めにかかわらず次のとおりとする。

1つ前の学期のGPA (小数点第4位を四捨五入)	履修登録上限単位数
2.950以上	25単位
1.001以上 2.949以下	21単位
1.000以下	12単位

なお、平成23年度以前に入学した者の成績評価及びGPAの評点区分は、第11条第2項の定めにかかわらず、次のとおりとする。

評 点	成績評価	GPAポイント
90～100	S	4
80～89	A	4
70～79	B	3
60～69	C	2
40～59	D	0
0～39	E	0

また、平成23年度以前に入学した者の退学勧告等に係るGPAの基準値については、第14条第1項、第2項の定めにかかわらず、「1.000未満」とする。

- (4) この規則は、平成25年3月12日に第5条別表第1を改正し、第9条第2項を追加し、平成25年4月1日から施行する。

なお、第9条第2項の経過措置として、平成24年度に在学している者で、平成24年度中に第9条第1項に定める所定の手続きをとりながら、評価を保留扱いとした科目を1年以内（休学期間を除く）に履修しなかった場合、または既に1年以内（休学期間を除く）に履修しなかった科目がある場合は、卒業・退学・除籍となった際にE評価とする。

学生生活についての規程

（目 的）

第1条 この規程は、本学学生が平和で秩序ある学生生活を営み、教育・研究の環境を適正に保つことを目的とする。

（学生に対する通知・連絡）

第2条 学生に対する通知・連絡は掲示又は電子媒体により行う。掲示又は電子媒体にて1週間掲載された通知・連絡事項は、関係ある学生全員に通知・連絡されたものとして扱う。ただし、緊急の場合は学内放送又は直接連絡により行うことがある。

（学生証）

第3条 学生証は入学の際交付を受け、その後は毎年4月に前年度の学生証を更新すること。また、学生は常時学生証を携帯し、本学教職員の請求があったときはいつでもこれを呈示すること。

- 2 学生証は卒業・退学・除籍の場合は直ちに返納の手続きを受けること。
- 3 学生証を紛失したときは直ちに諸手続きを経て再交付を受けること。
- 4 学生証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

（保証人）

第4条 学生は、入学手続き時に父母又はこれに代わる者を保証人として届け出るものとする。保証人は原則、日本在住の者とする。

保証人を変更したとき又はその住所に異動があったときは、速やかに工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに届け出ること。

（現住所及び連絡先）

第5条 学生は、その現住所及び連絡先（通常連絡がとれる電話番号等）を明らかにし、現住所及び連絡先に変更があったときは、直ちに変更届を工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに提出すること。

（学生による掲示）

第6条 学内における学生による掲示は、掲示者の責任において行うものとする。ただし、掲示の内容は、事実と相違したり、他の名誉を傷つけたりするものであってはならない。

- 2 学内における学生の掲示場所は所定の学生掲示板とする。
- 3 掲示場所の円滑適正な運用は、学生自治会が行うものとする。
- 4 新入生オリエンテーション、学園祭等特別な行事の際は、所定の学生掲示板以外に特に

工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては各学部事務部長あてに提出された学生自治会の特別掲示許可の要望に基づき、期間を定めて掲示を許可することがある。

5 期間を経過した掲示物は速やかに撤去しなければならない。

（学生による印刷物の発行・配布）

第7条 学生による印刷物は、その学生の責任において発行・配布するものとする。ただし、印刷物の内容は事実と相違したり、他の名誉を傷つけたりするものであってはならない。

（学生の学内集会）

第8条 学生が学内で集会しようとするときは、次の事項を記載した集会願を工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては各学部事務部長あてに提出すること。

- ア 団体名
- イ 団体の責任者の氏名
- ウ 集会の目的
- エ 集会の場所
- オ 集会の日時
- カ 参加者の人数
- キ 学外者参加団体名及び人数
- ク その他

提出期限は原則として、開催日の1週間前とする。

2 集会において、本学の教育研究及び業務に支障をおよぼしたり、本学の近隣に対し迷惑をおよぼしたりするような行為をしてはならない。そのような行為があるときは、集会を中止させることがある。

3 集会は、東京千住キャンパスにおいては22時20分、埼玉鳩山キャンパス並びに千葉ニュータウンキャンパスにおいては21時までとする。

ただし、東京千住キャンパスにおいては学生支援センター長、他のキャンパスにおいては各学部事務部長が認めた場合は、それ以外の時間を別に定める。

4 学内の宿泊は禁止する。ただし、特別の事情がある場合は、事前に次の事項を記載した宿泊願を工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに提出し、本学の許可を受けなければならない。

又、学生の宿泊に関する必要な事項は別に定める。

- ア 団体名及び宿泊責任者の氏名
- イ 宿泊場所
- ウ 宿泊の目的
- エ 宿泊人数
- オ 宿泊する学生の氏名及び連絡先

カ 宿泊する学生の保証人の連絡先

- 5 本条で認められている事項は、第10条で定める手続きを行っている団体に適用される。
なお、研究室における活動等教育研究に係る活動については別に定める。

(学生の学外における正課外活動)

第9条 学生の団体が学外において正課外活動を行おうとするときは、開始日の1週間前までに、所定の学外活動願を工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに提出すること。

(団体の結成)

第10条 学生が新しく団体を設立しようとするときは、所定の用紙に会則等必要事項を記入し、責任者の署名捺印のうえ工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに願い出ること。

2 団体の会則又はその他の事項を変更したときは、速やかに工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに届け出ること。

3 学生の団体の継続については、毎年5月末日現在における所属学生の名簿を、工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに届け出ること。

届け出のない団体については、工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長が、他の学部においては、各学部事務部長が解散したものとみなす。

試験に関する細則

（目 的）

第1条 本細則は、大学及び大学院の学則に定める試験について、その細部のことを定める。

（試験の種類）

第2条 試験は学期末試験、中間試験、追試験とする。

- 2 学期末試験は授業科目を履修する全学生を対象として、各学期末又は学年末に履修終了の認定のために行う試験をいう。
- 3 中間試験は授業科目を履修する全学生を対象として、学期の中間に随時行う試験をいう。
- 4 追試験は急病等真にやむを得ない事情により、学期末試験又は中間試験を受けることができなかった学生を対象として、当該授業科目を担当する教員が必要と認めたときに随時行う試験をいう。
- 5 第1項に定めるほか再試験を加えることができる。

（再試験）

第3条 再試験は前条第2項に定める試験の成績不良のため履修終了が認定されない学生を対象として、当該科目を担当した教員が特に必要と認めたとき行う試験をいい、その成績をもつて履修終了の認定にあてることができる。

（受験資格）

- 第4条 学期末試験又は中間試験を受験するには、定められた期間に当該科目に対し履修登録を行い、かつ、その授業に常時出席していなければならない。
- 2 第2条第1項に定める試験を受験するには、前項のほか、その期までの学費を納入していなければならない。
 - 3 追試験は学期末試験の受験資格をみたし、かつ、学部事務部が指定する期間内に所定の手続きをした学生につき考慮するものとする。なお、中間試験における追試験については科目担当者の指示によるものとする。

（追・再試験の手続き）

- 第5条 追試験の受験を希望する者は、学部事務部の指定する期間内に所定の受験料を添えて追試験願を学部事務部に提出し、受験票の交付を原則受けなければならない。
- 2 特に指定して行われる再試験においては、前項に定める手続きをしなければならない。

（学生証、受験票の提示）

- 第6条 学期末試験の受験者は定刻までに試験室に入り、つねに学生証を机の上に置かなければならない。
- 2 追試験又は再試験の受験者は、前項によるほか、受験票を机の上に置かなければならない。

い。

(遅刻及び退室)

- 第7条 受験者の遅刻は、試験開始後30分以内は認める。ただし、試験時間は延長しない。
- 2 受験者の退室は、試験開始後40分を経過してから許可する。
- 3 前2項については、当該学部教授会または研究科委員会の議を経て、取扱いを変更することができる。

(試験監督者)

- 第8条 試験監督者は、当該試験実施について一切の権限を有する。
- 2 試験監督者は、前項の権限に基づいて処置した事項について、試験終了後直ちに学部長（又はその代行者）に報告しなければならない。
- 3 試験監督者については、前2項に定めるもののほか、試験監督規程として別に定める。

(不正行為)

- 第9条 試験監督者は、試験中に不正行為を行つた学生があるときには、その答案を取上げた上退室を命ずるものとする。
- 2 試験監督者は、試験中に受験態度不良若しくは試験監督者の注意に違反した学生があるときは、その答案を取上げた上退室を命ずることができる。
- 3 前2項の場合には、試験監督者はその試験終了後、直ちに学部長（又はその代行者）に事情を報告するものとする。

(不正行為に対する処置)

- 第10条 前条の場合には、学部長は教授会の議を経て、当該学生に対し次の各号のうち、いずれかの処置を行い、これを公示し、かつ、その学生の保証人に通知するものとする。
- (1) 当該試験の属する学期末試験の一部又は全部を無効とする。
- (2) 当該試験を無効とする。

部室使用に関する内規

（目 的）

第1条 この内規は、東京電機大学がその教育方針に基づき、課外活動の健全な育成、発展をはかるために学生団体に貸与する専用部室の使用に関し、必要な事項を定める。

（使用者）

第2条 部室を使用できる者は、学生生活についての規程が定める学生団体及びそれに所属する学生とする。また、部外者が、みだりに立ち入ることを禁止する。

（施設等管理者及び指導）

第3条 部室の施設等管理者は、学生支援センター長、管財部長、総合メディアセンター長、部顧問とし、部室の管理運営上の指導を行う。

2 前項に加え、埼玉鳩山キャンパスの部室においては理工学部事務部長、千葉ニュータウンキャンパスの部室においては情報環境学部事務部長も施設管理者となる。

3 施設・設備の管理上及び防災上等で必要な場合に、施設等管理者及び施設等管理者の命を受けた者が部室に立ち入ることがある。

（遵守事項）

第4条 部室を使用する者は、次の事項を遵守し、施設等管理者の指示に従わなければならない。

- （1） 本来の目的のみに使用し、通常の課外活動に必要としない物品は持込まないこと。
- （2） 施設設備の改装等を行わないこと。
- （3） 整理整頓に心掛け、特に火災・盗難の予防ならびに衛生に留意すること。
- （4） 建物内では、下駄、スパイク等を使用しないこと。
- （5） 活動上不必要な掲示を行わないこと。
- （6） 部室内で飲酒・喫煙を行わないこと。
- （7） 暖房・電灯・水道及び電話等の使用について節約に努めること。
- （8） 使用時間内といえども、教育研究に支障をきたすような活動を行わないこと。
- （9） 使用が終わったときは、火気・戸締り等を点検の上、異常のないことを確認すること。
- （10） その他学生としての良識に従って使用すること。

（使用期間）

第5条 部室を使用できる期間は1年間とし、学生生活についての規定が定める学生団体の継続手続をもって更新手続とする。新規使用については、部室の空室状況に応じて検討する。

（使用時間）

第6条 部室を使用できる時間は、東京千住キャンパスの部室においては学生支援センター、

埼玉鳩山キャンパスの部室においては理工学部事務部、千葉ニュータウンキャンパスの部室においては情報環境学部事務部において別に定める。

（使用責任）

第7条 部室を使用する者は、この内規の定めるところに従って日常これを使用し、一切の使用上の責任を負うものとする。

（破損の修理）

第8条 施設、備品等を破損、汚損等した場合は、次に掲げる施設等管理者に速やかに届け出なければならない。

- | | |
|--------------------------|------------|
| （1） 東京千住キャンパスの施設、備品等 | 学生支援センター長 |
| （2） 埼玉鳩山キャンパスの施設、備品等 | 理工学部事務部長 |
| （3） 千葉ニュータウンキャンパスの施設、備品等 | 情報環境学部事務部長 |

2 正規の使用中で正当な行為による場合の他は、その学生団体又は個人がこれを修復又は弁償する。

（使用の禁止等）

第9条 部室を使用する者が、この内規に違反し、または施設等管理者の指示に従わないときは、部室の使用を禁止することができる。

（内規の改廃）

第10条 本内規の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て、学生支援センター長が決定する。

特別奨学生規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人東京電機大学が設置する学校の学生及び生徒であって、人物優秀にして学業成績良好であり、かつ、学費の支弁が困難な者に対し奨学金を給付することを目的とする。

（基金）

第2条 この奨学金の基金は次の各号の基金をもって構成する。

- （1）桜井虎三郎氏の遺志により桜井家から本法人に寄贈された基金
- （2）その他の基金

（奨学金）

第3条 奨学金は、前条の基金から生ずる果実をもって充当する。

- 2 奨学金の各校への配分は、当該年度の予算に計上して行う。

（給付額）

第4条 奨学金の給付額は、各学校の学則に定める当該年度の学費の一部若しくは全額とする。

- 2 給付金は、学費に充当しなければならない。

（奨学生の選考、決定、採用等）

第5条 奨学生は、各学校ごとに設置された奨学生選考委員会の選考を経て、学校の長がこれを決定し、採用する。

- 2 前項により奨学生を採用したときは、学校の長は遅滞なく理事長宛（総務部長経由）に文章をもって報告しなければならない。

（奨学生の資格の喪失）

第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当し、奨学生として不適当と認められるにいたったときは、その資格を失うものとする。

- （1）学則に違反して退学（除籍）、停学又はけん責等の処分を受けたとき。
 - （2）成績不良若しくは素行不良のとき。
 - （3）学校への提出書類等に虚偽の記載などを行ったとき。
- 2 奨学生が前項の事由によりその資格を失ったときは、既に給付した奨学金を返済されることができる。

（事務）

第7条 奨学生に係る事務は各学校の奨学金担当部署が行う。

- 2 前項の他に、本規程実施についての必要な事務は総務部（総務担当）において行う。

（実施）

第8条 この規程の実施についての必要事項は別に定める。

付 則（省略）

東京電機大学学生救済奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的事由が急変したために修学に困難をきたした者に、救済奨学金を貸与し（以下貸与された者を「救済奨学生」という。）、もって学業継続の機会を与えることを目的とする。

(救済奨学資金)

第2条 この規程による救済奨学資金は、当該年度の予算の範囲内とする。

(救済奨学生の選考・決定等)

第3条 救済奨学生は、東京電機大学大学院、東京電機大学及び東京電機大学短期大学のいずれかに在籍する学生であって、学業達成に意欲的で心身共に健康であり、かつ、主たる家計支持者の経済的事由の急変が次の各号のいずれかに該当し、学費の支弁が困難であると認められるとともに、救済奨学金の貸与により学業継続が可能であると認められる者のうちから採用する。

- (1) 失業又は事業の倒産
 - (2) 被災
 - (3) 長期療養
 - (4) 死亡
 - (5) その他学費の支弁が困難であると救済奨学生選考委員会が認める事項
- 2 救済奨学生の採用は、救済奨学生選考委員会の選考に基づき、学長がこれを決定する。

(救済奨学金の貸与額)

- 第4条 東京電機大学大学院、東京電機大学工学部第一部、工学部第二部（平成17年度以前入学者）、理工学部、未来科学部及び東京電機大学短期大学における救済奨学金の貸与額は、それぞれの学則に定める半期分の学費相当額とする。
- 2 東京電機大学工学部第二部（平成18年度以降入学者）及び情報環境学部における救済奨学金の貸与額は、当該学期の授業料基礎額及び履修予定単位数分の従量額並びに教育充実費相当額とする。
- 3 救済奨学金は学費に充当しなければならない。

(採用)

第5条 救済奨学生の採用は、原則として毎年4月又は10月とし、各校における在籍期間中1回とする。

(救済奨学生の資格停止)

第6条 救済奨学生が休学したときは、救済奨学生の資格を停止する。この場合、既に貸与

した救済奨学金を返還させることができる。

(救済奨学生の資格取消)

第7条 救済奨学生が次の各号のいずれかに該当し、救済奨学生として不適格と認められたときは、救済奨学生の資格を取り消す。

- (1) 退学したとき、又は除籍されたとき。
- (2) 学則に違反して処分を受けたとき。
- (3) 救済奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項により救済奨学生の資格を取り消された者は、直ちに貸与された救済奨学金の全額を返還しなければならない。

(救済奨学金の返還)

第8条 救済奨学金の返還は、元金均等割年賦返済とする。

- 2 救済奨学金の返還に係る手数料は、救済奨学生が負担する。
- 3 返還期間は、卒業又は修了あるいは満期退学した年度の翌年度から起算し5年間とする。ただし、繰り上げて返還することは差し支えない。

(利子)

第9条 貸与した救済奨学金は無利子とする。

(褒賞金の給付・返還の免除)

第10条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、既に貸与した救済奨学金の一部または全部を褒賞金として給付することがある。ただし、褒賞金は返還金に充当しなければならない。

- (1) 卒業あるいは修了時に優秀な成績を修めたとき。
 - (2) 卒業あるいは修了時に著しい学業成果を修めたとき。
- 2 救済奨学生が死亡または不具廃疾のため返還不能と認められたときは、救済奨学金の返還の一部又は全部を免除することがある。

(事務)

第11条 救済奨学生の採用等に係る事務は学生支援センターが、救済奨学金の貸付・回収等に係る事務は経理部（会計担当）がそれぞれ分掌する。

(実施)

第12条 この規程の施行についての細則その他必要事項は、別に定める。

付 則（省略）

東京電機大学学生支援奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、東京電機大学大学院、東京電機大学及び東京電機大学短期大学のいずれかに在学する学生に支援奨学金を貸与し（以下貸与された者を「支援奨学生」という。）、もって学生の有為な自己資質向上に資することを目的とする。

(支援奨学資金)

第2条 この規程による支援奨学資金は、当該年度の予算の範囲内とする。

(支援奨学生の推薦・決定等)

第3条 支援奨学生は、東京電機大学大学院、東京電機大学及び東京電機大学短期大学のいずれかに在籍する学生であって、人物優秀にして学業成績が良好であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから採用する。

- (1) 本学主催の海外英語短期研修に参加する者
- (2) 自己資質向上を目的とした教育装置等を購入する者
- (3) その他自己資質向上の実現に意欲があると認められる者

2 支援奨学生は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 休学中の者
- (2) 留学中の者
- (3) 所定修業年限を超えて在学している者

3 支援奨学金の採用は、学生支援センター長が推薦し、学長をこれを決定する。

(支援奨学金の貸与額)

第4条 支援奨学金の貸与額は、30万円の範囲内で学生支援センター長が査定する。

2 支援奨学金は前条第1項の各号に定める用途に充当しなければならない。

(採用)

第5条 支援奨学生の採用は、各校における在学期間中1回とする。

(支援奨学生の資格停止)

第6条 支援奨学生が休学したときは、支援奨学生の資格を停止する。この場合、既に貸与した支援奨学金を返還させることができる。

(支援奨学生の資格取消)

第7条 支援奨学生が次の各号のいずれかに該当し、支援奨学生として不適格と認められたときは、支援奨学生の資格を取り消す。

- (1) 退学したとき、又は除籍されたとき。

- (2) 学則に違反して処分を受けたとき。
 - (3) 支援奨学生としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項により支援奨学生の資格を取り消された者は、直ちに貸与された支援奨学金の全額を返還しなければならない。

(支援奨学金の返還)

第8条 支援奨学金の返還は、元金均等割年賦返済とする。

- 2 支援奨学金の返還に係る手数料は、支援奨学生が負担する。
- 3 返還期間は、卒業又は修了あるいは満期退学した年度の翌年度から起算し5年間を限度とする。ただし、在学期間中を含め年賦返済又は繰り上げて返還することは差し支えない。

(利子)

第9条 貸与した支援奨学金は無利子とする。

(事務)

第10条 支援奨学生の採用等に係る事務は学生支援センター（学生厚生担当）が、支援奨学金の貸付・回収等に係る事務は経理部（会計担当）がそれぞれ分掌する。

(実施)

第11条 この規程の施行についての細則その他必要事項は、別に定める。

付 則（省略）

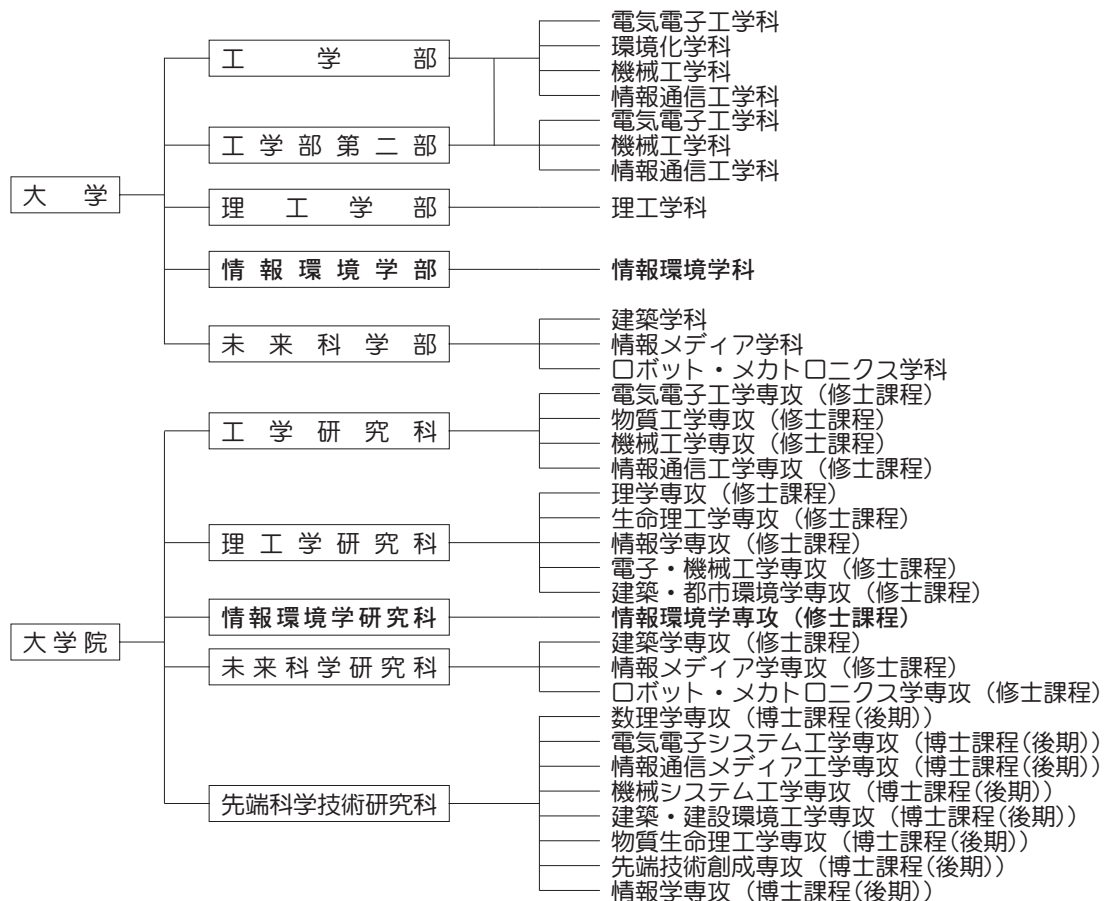
沿 革

1907. 9. 11 (明治40年) 東京・神田に電機学校創立
1949. 4. (昭和24年) 東京電機大学開設<工学部第一部電気工学科・電気通信工学科設置>
1950. 4. (昭和25年) 東京電機大学短期大学部開設<電気科第二部設置>
1952. 4. (昭和27年) 工学部第二部開設<工学部第二部電気工学科設置>
1956. 2. (昭和31年) 東京電機大学短期大学部を東京電機大学短期大学に名称変更
1958. 4. (昭和33年) 東京電機大学大学院(夜間)開設<工学研究科電気工学専攻(修士課程)設置>
1960. 4. (昭和35年) 工学部第一部電子工学科設置
1961. 4. (昭和36年) 工学部第一部機械工学科・応用理化学科設置
1961. 4. (昭和36年) 工学部第二部電気通信工学科設置
1962. 4. (昭和37年) 大学院工学研究科博士課程開設<電気工学専攻(博士課程)設置>
1962. 4. (昭和37年) 工学部第二部電子工学科・機械工学科設置
1965. 4. (昭和40年) 工学部第一部精密機械工学科・建築学科設置
1975. 4. (昭和50年) 工学研究科電気工学専攻(修士課程)(昼間)設置
1977. 4. (昭和52年) 鳩山キャンパス開設、理工学部開設<数理学科・経営工学科・建設工学科・産業機械工学科設置>
1981. 4. (昭和56年) 理工学研究科開設<数理学専攻(修士課程)・システム工学専攻(修士課程)・建設工学専攻(修士課程)・機械工学専攻(修士課程)設置>総合研究所開設
1983. 4. (昭和58年) 理工学研究科博士課程開設<応用システム工学専攻(博士課程)設置>
1984. 4. (昭和59年) 理工学研究科数理学専攻(博士課程)設置
1986. 4. (昭和61年) 理工学部情報科学科・応用電子工学科設置
1990. 4. (平成2年) 千葉ニュータウンキャンパス開設
工学研究科情報通信工学専攻(修士課程)・電子工学専攻(修士課程)設置
理工学研究科情報科学専攻(修士課程)・応用電子工学専攻(修士課程)設置
1991. 4. (平成3年) 工学研究科機械システム工学専攻(修士課程)・物質工学専攻(修士課程)設置
1992. 4. (平成4年) 工学研究科情報通信工学専攻(博士課程)・電子工学専攻(博士課程)、
建築学専攻(修士課程)設置
理工学研究科数理学専攻(博士課程)を数理科学専攻(博士課程)に名称変更
1993. 4. (平成5年) 工学研究科機械システム工学専攻(博士課程)、物質工学専攻(博士課程)設置
工学部第一部・工学部第二部電気通信工学科を情報通信工学科、工学部第一部応用理化学科を物質工学科に名称変更
1995. 4. (平成7年) 工学研究科建築学専攻(博士課程)設置
1997. 4. (平成9年) 超電導応用研究所、建設技術研究所設立
産官学交流センター設立
1997. 6. (平成9年) ハイテク・リサーチ・センター設立
1999. 4. (平成11年) 理工学部数理学科を数理科学科、経営工学科を情報システム工学科、
建設工学科を建設環境工学科、産業機械工学科を知能機械工学科、応用電子工学科を電子情報工学科に名称変更
フロンティア共同研究センター設立

2000. 4. (平成12年) 理工学部生命工学科、情報社会学科設置
2001. 4. (平成13年) 情報環境学部開設<情報環境工学科、情報環境デザイン学科設置>
2001. 4. (平成13年) 大学院工学研究科機械工学専攻(博士課程・修士課程)、精密システム工学専攻(博士課程・修士課程)設置
2002. 4. (平成14年) 工学部第一部情報メディア学科設置
工学部第一部物質工学科を環境物質化学科、精密機械工学科を機械情報工学科に名称変更
理工学研究科生命工学専攻(修士課程)設置
理工学研究科数理科学専攻(博士課程)を数理・情報科学専攻(博士課程)、数理学専攻(修士課程)を数理科学専攻(修士課程)、システム工学専攻(修士課程)を情報システム工学専攻(修士課程)、機械工学専攻(修士課程)を智能機械工学専攻(修士課程)に名称変更
2003. 4. (平成15年) 理工学研究科応用電子工学専攻(修士課程)を電子情報工学専攻(修士課程)に名称変更
2004. 4. (平成16年) 情報環境学研究科(修士課程)開設<情報環境工学専攻(修士課程)、情報環境デザイン学専攻(修士課程)設置>
工学研究科情報メディア学専攻(修士課程・博士課程)設置
理工学研究科情報社会学専攻(修士課程)設置
超電導応用研究所を先端工学研究所に名称変更
2005. 7. (平成17年) 東京電機大学短期大学廃止
工学研究科機械システム工学専攻(修士課程・博士課程)廃止
2006. 4. (平成18年) 先端科学技術研究科(博士課程(後期))開設<数理学専攻、電気電子システム工学専攻、情報通信メディア工学専攻、機械システム工学専攻、建築・建設環境工学専攻、物質生命理工学専攻、先端技術創成専攻、情報学専攻設置>(※工学研究科博士課程、理工学研究科博士課程を廃止)
理工学研究科建設工学専攻(修士課程)を建設環境工学専攻(修士課程)に名称変更
情報環境学部情報環境学科設置(※情報環境学部情報環境工学科、情報環境デザイン学科学生募集停止)
2007. 4. (平成19年) 学園創立100周年(9月11日)
未来科学部開設<建築学科、情報メディア学科、ロボット・メカトロニクス学科設置>
工学部開設<電気電子工学科、環境化学科、機械工学科、情報通信工学科設置>(※工学部第一部電気工学科、電子工学科、環境物質化学科、機械工学科、機械情報工学科、情報通信工学科、情報メディア学科、建築学科の学生募集停止)
理工学部理工学科設置<4学系体制:サイエンス学系、情報システムデザイン学系、創造工学系、生命理工学系>(※理工学部数理科学科、情報科学科、情報システム工学科、建設環境工学科、智能機械工学科、電子情報工学科、生命工学科、情報社会学科の学生募集停止)
2008. 4. (平成20年) 工学部第二部電気電子工学科設置(※工学部第二部電気工学科、電子工学科の学生募集停止)

2009. 4. (平成21年) 未来科学研究科(修士課程)開設<建築学専攻、情報メディア学専攻、ロボット・メカトロニクス学専攻設置>
工学研究科電気電子工学専攻(修士課程)設置(※工学研究科電気工学専攻(修士課程)、電子工学専攻(修士課程)、精密システム工学専攻(修士課程)、情報メディア学専攻(修士課程)、建築学専攻(修士課程)の学生募集停止)
理工学研究科理学専攻(修士課程)、情報学専攻(修士課程)、デザイン工学専攻(修士課程)、生命理工学専攻(修士課程)設置(※理工学研究科数理科学専攻(修士課程)、情報科学専攻(修士課程)、情報システム工学専攻(修士課程)、建設環境工学専攻(修士課程)、知能機械工学専攻(修士課程)、電子情報工学専攻(修士課程)、生命工学専攻(修士課程)、情報社会学専攻(修士課程)の学生募集停止)
情報環境学研究科情報環境学専攻(修士課程)設置(※情報環境学研究科情報環境工学専攻(修士課程)、情報環境デザイン学専攻(修士課程)の学生募集停止)
理工学部理工学科学系再編<5学系体制:理学系、生命理工学系、情報システムデザイン学系、電子・機械工学系、建築・都市環境学系へ再編>
2010. 4. (平成22年) 工学研究科電気工学専攻(修士課程)、電子工学専攻(修士課程)の廃止
理工学研究科数理科学専攻(修士課程)、情報科学専攻(修士課程)、情報システム工学専攻(修士課程)、建設環境工学専攻(修士課程)、知能機械工学専攻(修士課程)、生命工学専攻(修士課程)、情報社会学専攻(修士課程)の廃止
2010. 9. (平成22年) 工学研究科情報メディア学専攻(修士課程)の廃止
2011. 3. (平成23年) 建設技術研究所の廃止
2011. 4. (平成23年) 工学研究科精密システム工学専攻(修士課程)、理工学研究科電子情報工学専攻(修士課程)、情報環境学研究科情報環境デザイン学専攻(修士課程)の廃止
情報環境学部情報環境工学科、情報環境デザイン学科の廃止
2012. 4. (平成24年) 東京千住キャンパス(100周年記念キャンパス)開設(先端科学技術研究科(東京神田キャンパス所属)、工学研究科(修士課程)、未来科学研究科(修士課程)、工学部、工学部第二部、未来科学部が、東京神田キャンパスから東京千住キャンパスへ移転)
情報環境学研究科情報環境工学専攻(修士課程)の廃止
理工学部情報科学科、情報システム工学科、電子情報工学科、情報社会学科の廃止
2012. 10. (平成24年) 研究組織等の改編に伴い、研究推進社会連携センター設立
2013. 4. (平成25年) 理工学研究科電子・機械工学専攻(修士課程)、建築・都市環境学専攻(修士課程)設置
(※理工学研究科デザイン工学専攻(修士課程)の学生募集停止)

大学の教育・研究組織



※大学院修士課程の全専攻において、昼夜開講制を実施。

大学・学部・学科（大学院・専攻）の英文名称

東京電機大学 Tokyo Denki University

情報環境学部 School of Information Environment

情報環境学科

Department of Information Environment

情報環境学研究科 Graduate School of Information Environment

情報環境学専攻

Information Environment Technology (Master's program)

千葉ニュータウンキャンパス施設案内

1 門扉

開扉時間

	正 門	正門通用口	東 門
授 業 期 間	7 : 00～22 : 30	7 : 00～23 : 30 土曜日は～22 : 30	7 : 00～17 : 00 土曜日は閉鎖
授業期間以外	8 : 00～21 : 00	8 : 00～22 : 30	7 : 00～17 : 00 土曜日は閉鎖
日曜・祝祭日	原則閉鎖	原則閉鎖	閉鎖

キャンパスへの出入りは、正門および通用口、ならびに東門（P. 217参照）から行います。
開扉時間以外の出入りについては特別な手続が必要になります。

2 教育研究施設

- 1号館・・・講義室、メディア教室、ネットクラスルーム、ゼミ室、小ゼミ室、多目的室、実習室、情報環境学部事務部、学習サポートセンター、教員室、研究室
- 13号館・・・ワークショップ、d-room、i-room、n-room、研究室
- 14号館・・・教員室、研究室、学部フォーラム
- 15号館・・・開架閲覧室、大教室、マルチメディアラボ、プレゼンテーションルーム
- その他・・・v-room（5号館内）、総合研究所千葉共同利用施設（7号館・11号館）、建設技術研究施設（8号館）

3 学生厚生施設

- 1号館・・・健康相談室、学生相談室、就職資料コーナー、銀行ATM
- 2号館・・・第一学生食堂、第二学生食堂、貸しロッカー
- 売店棟・・・売店、屋外ラウンジ、自動販売機コーナー
- 4号館・・・体育館アリーナ、柔剣道場、卓球場、トレーニングルーム
- 5号館・・・自動販売機コーナー
- 6号館・・・部室、研修室
- 12号館・・・宿泊室、オープンキッチン、サークル室、自治会執行委員会等学生団体室
- 運動場・・・サッカーグラウンド・野球場・テニスコート

4 その他の施設

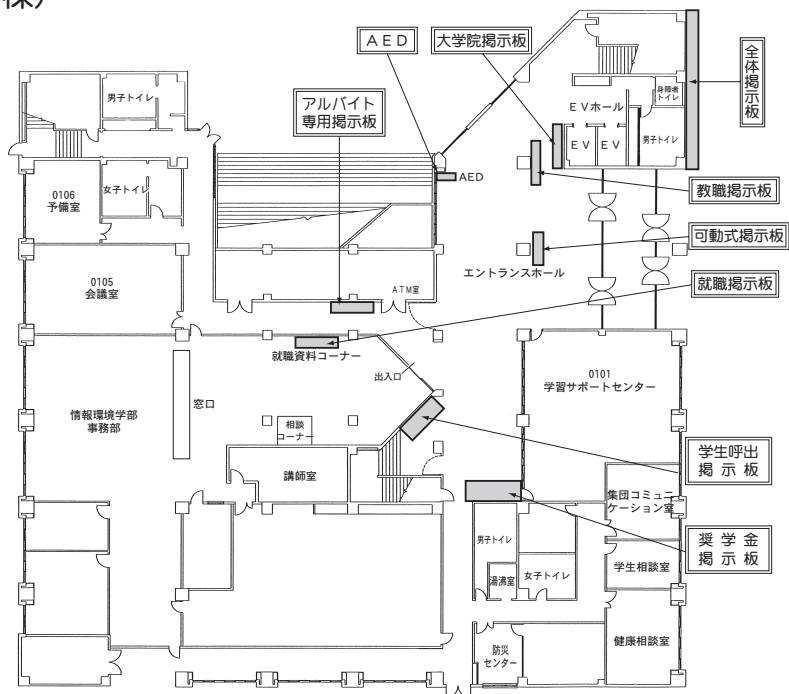
福田ホール（5号館）、TDUいんざいイノベーション推進センター（5号館）、ワークショップ棟（9号館）、基礎教育棟（10号館）

[illegible]

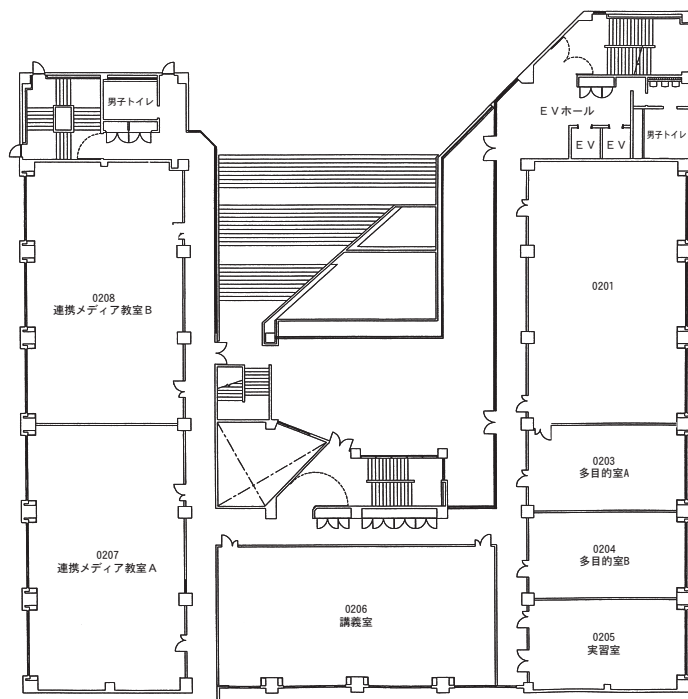
千葉ニュータウンキャンパス校舎平面図

1号館（教育棟）

< 1 階 >

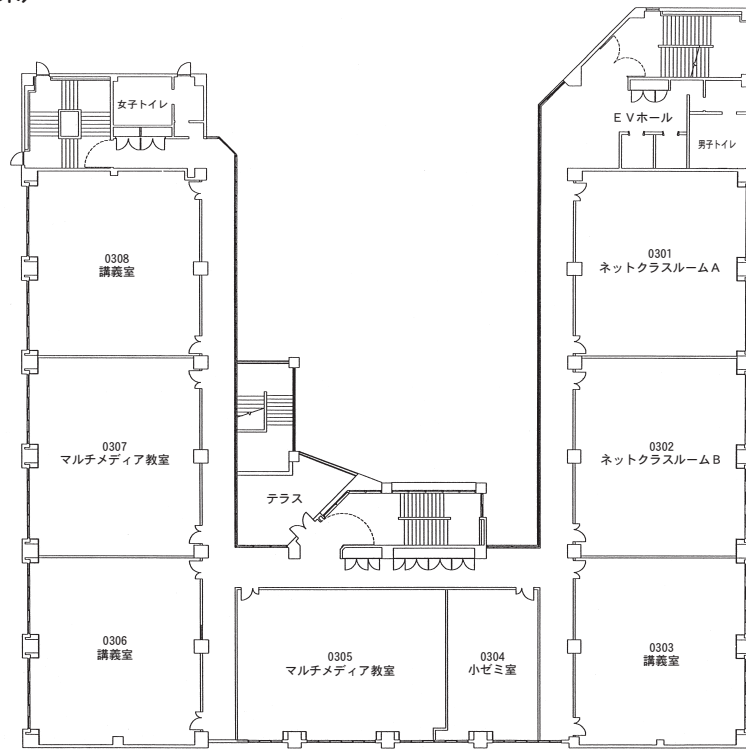


< 2 階 >

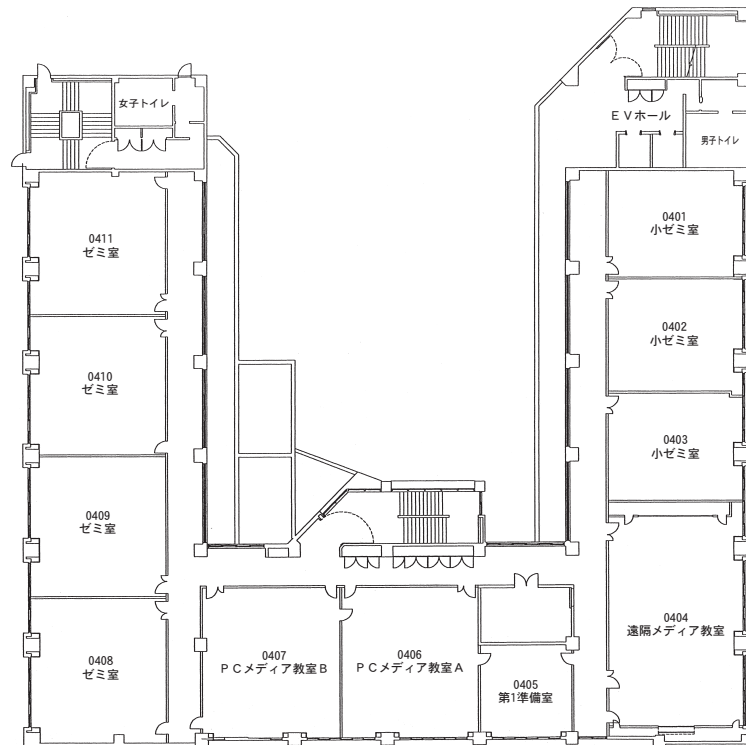


1号館（教育棟）

< 3階 >

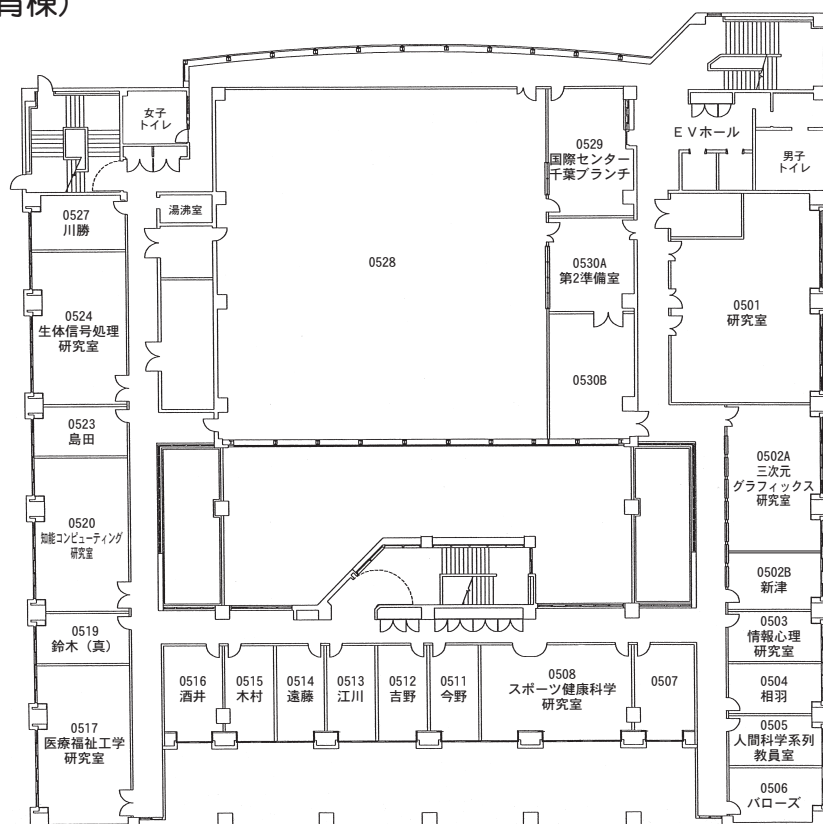


< 4階 >



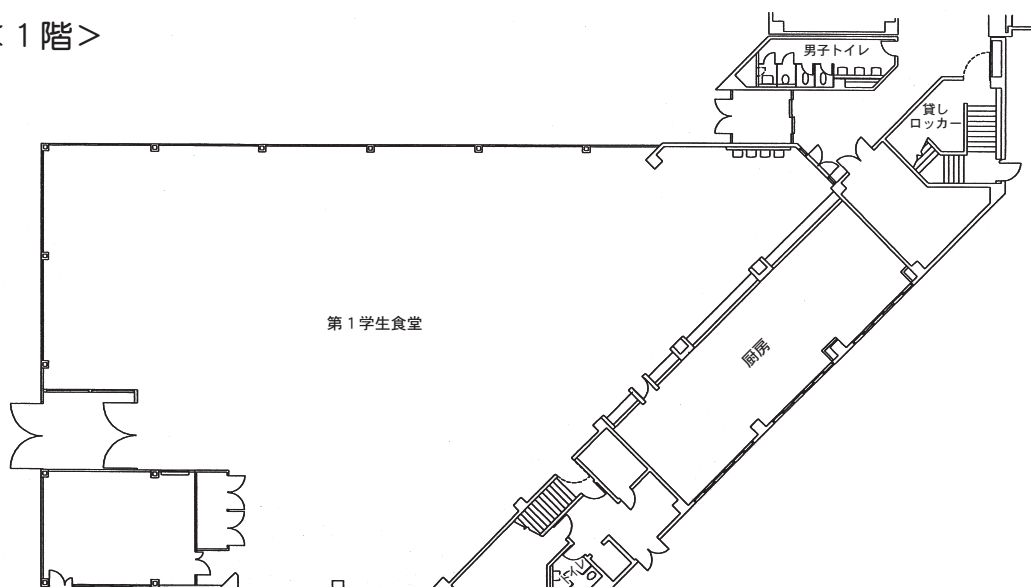
1号館（教育棟）

< 5階 >



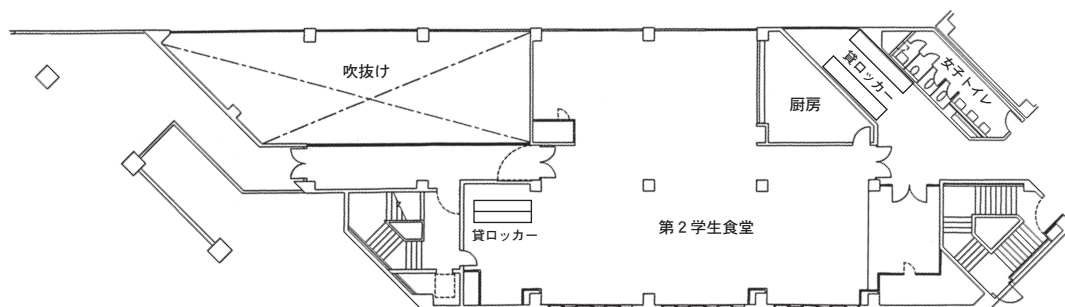
2号館（厚生棟）

< 1階 >



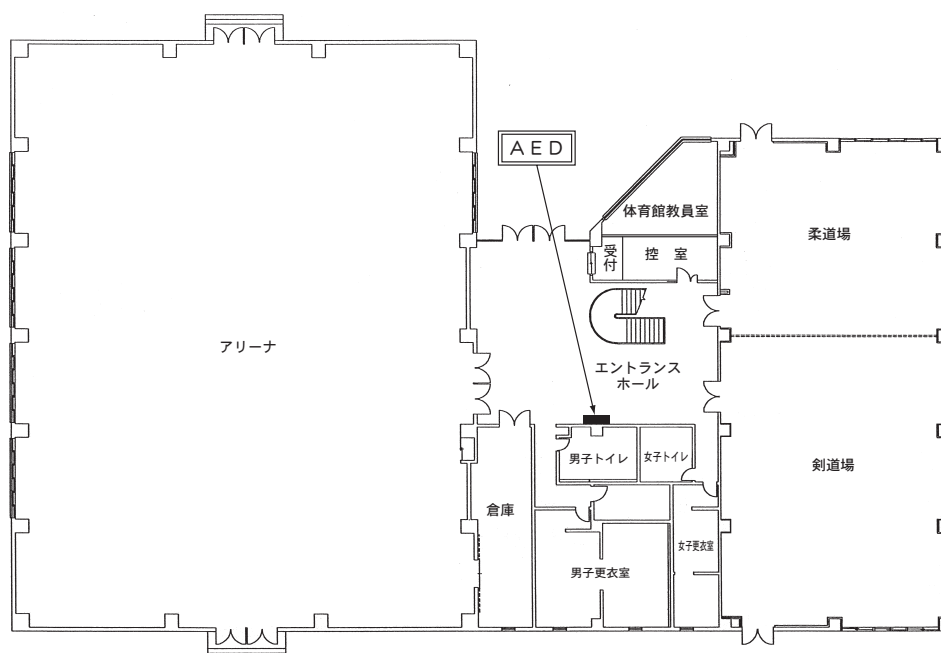
2号館（厚生棟）

< 2階 >



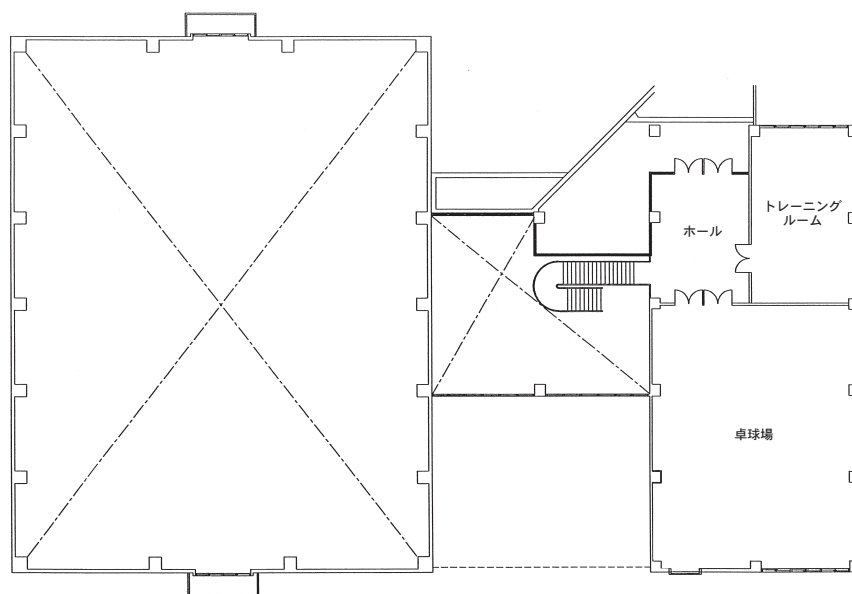
4号館（体育棟）

< 1階 >



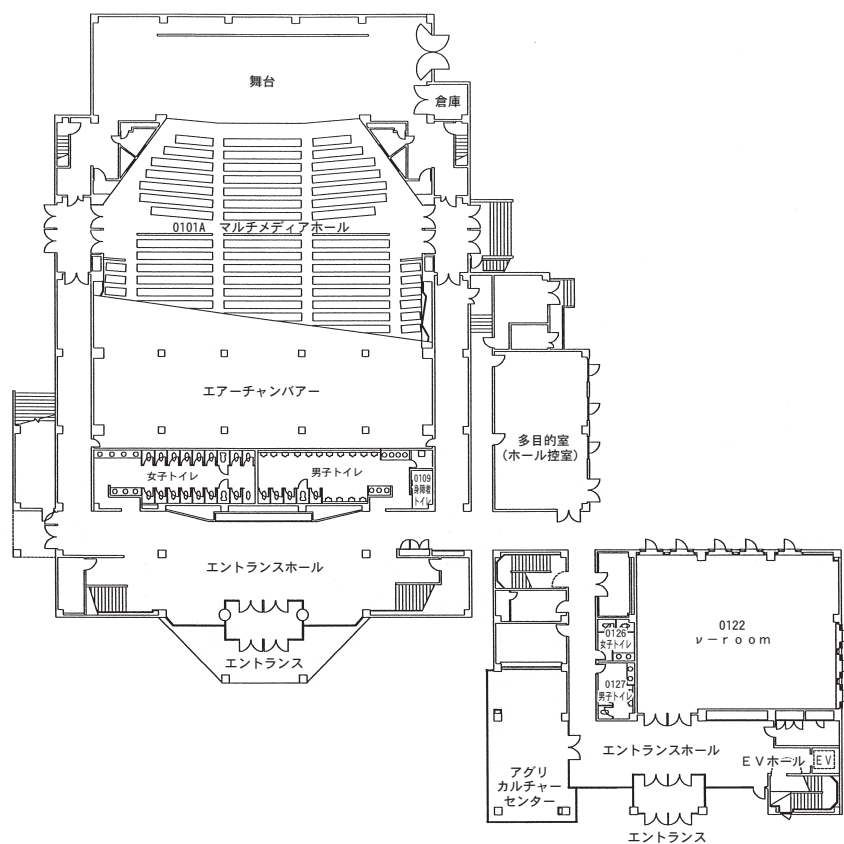
4号館（体育棟）

< 2階 >



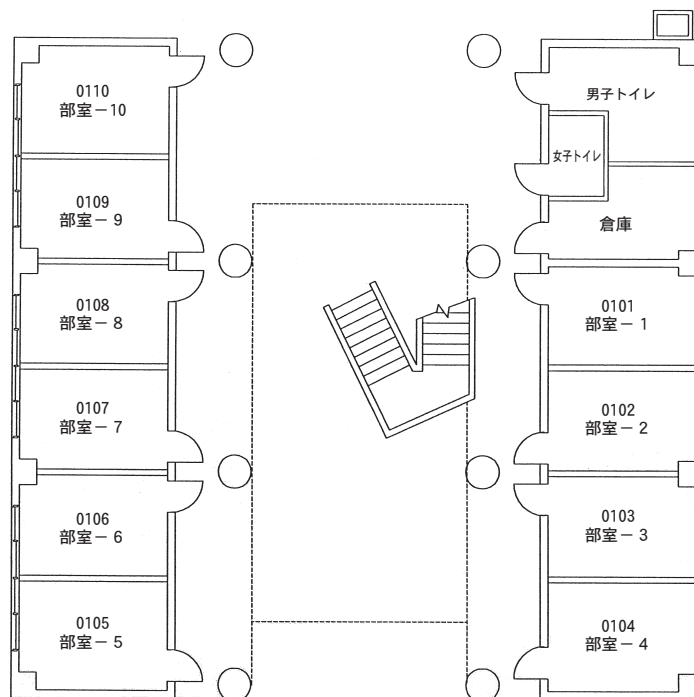
5号館（福田記念国際交流センター）

< 1階 >



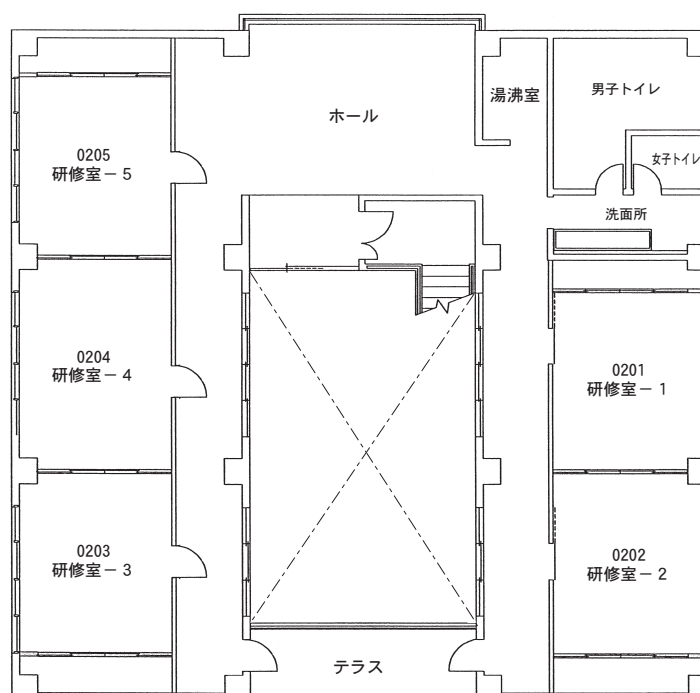
6号館（サークル棟）

< 1階 >



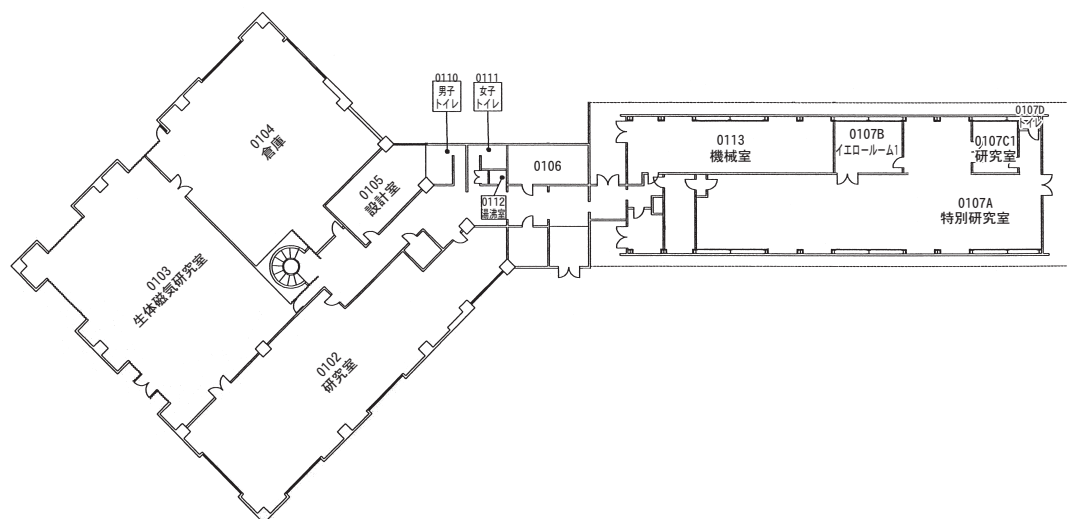
6号館（サークル棟）

< 2階 >



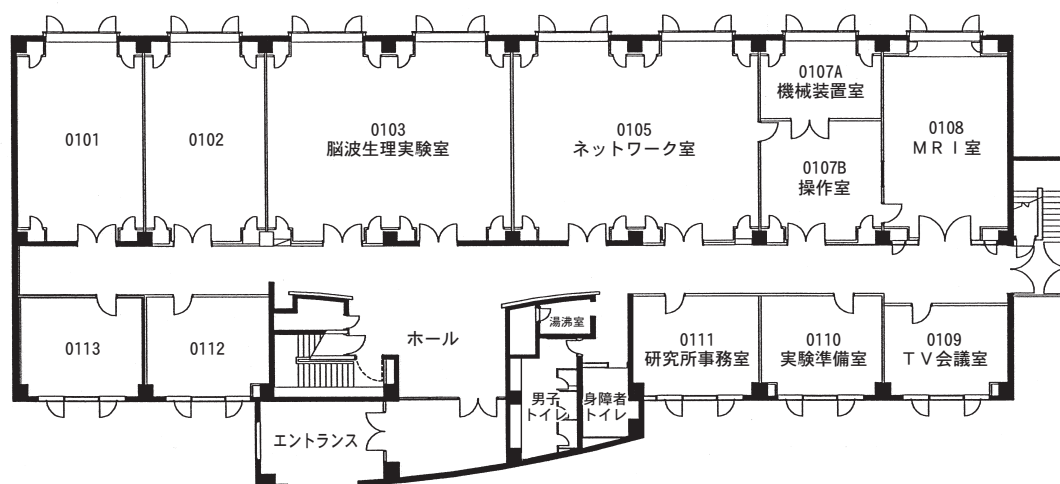
7号館（総合研究所千葉共同利用施設）

< 1階 >



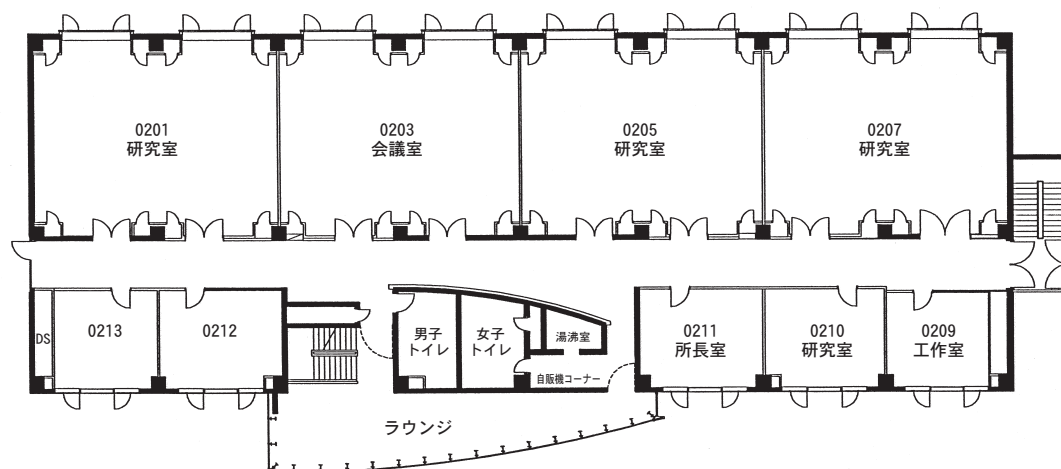
11号館（総合研究所千葉共同利用施設）

< 1階 >



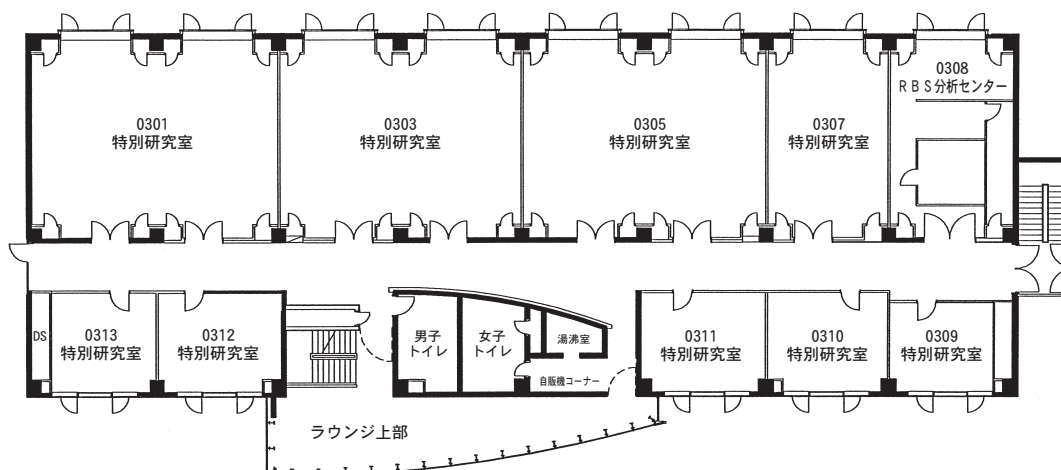
11号館（総合研究所千葉共同利用施設）

< 2階 >



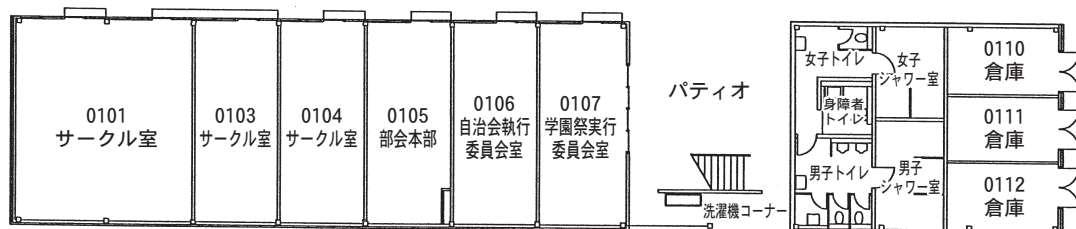
11号館（総合研究所千葉共同利用施設）

< 3階 >

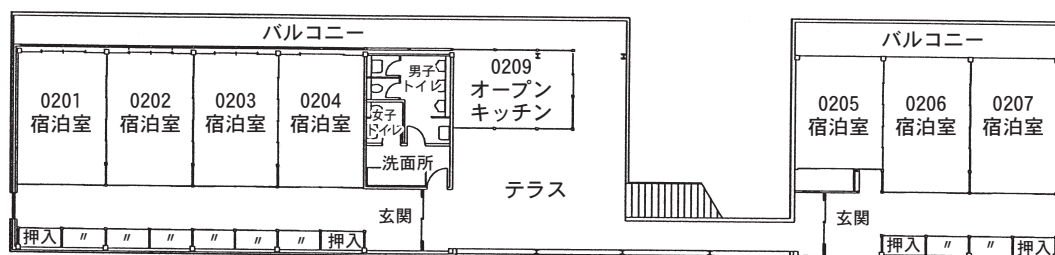


12号館（パティオ・イン）

< 1 階 >

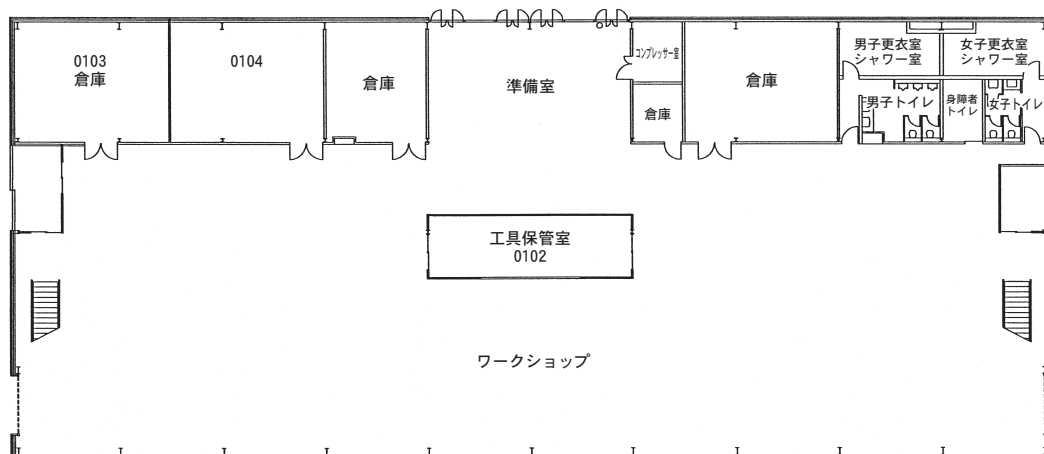


< 2 階 >



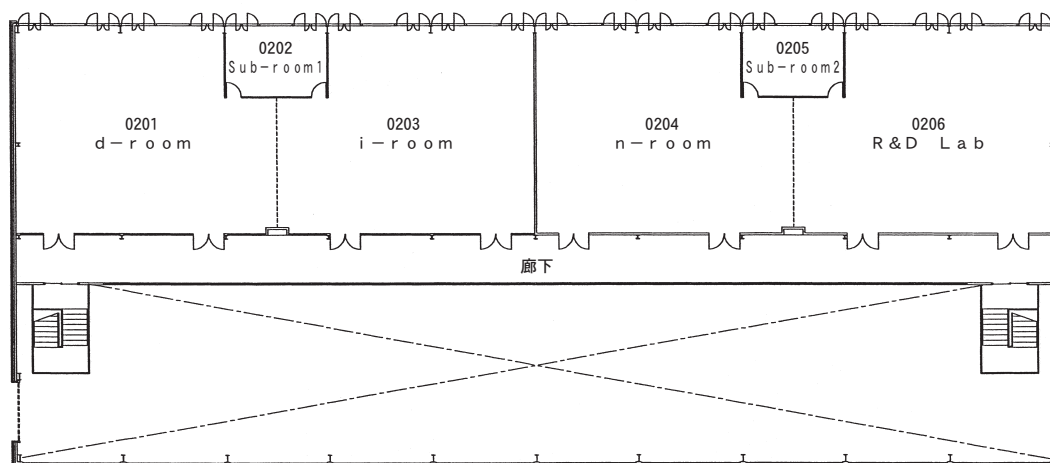
13号館（クリエーションラボ）

< 1 階 >



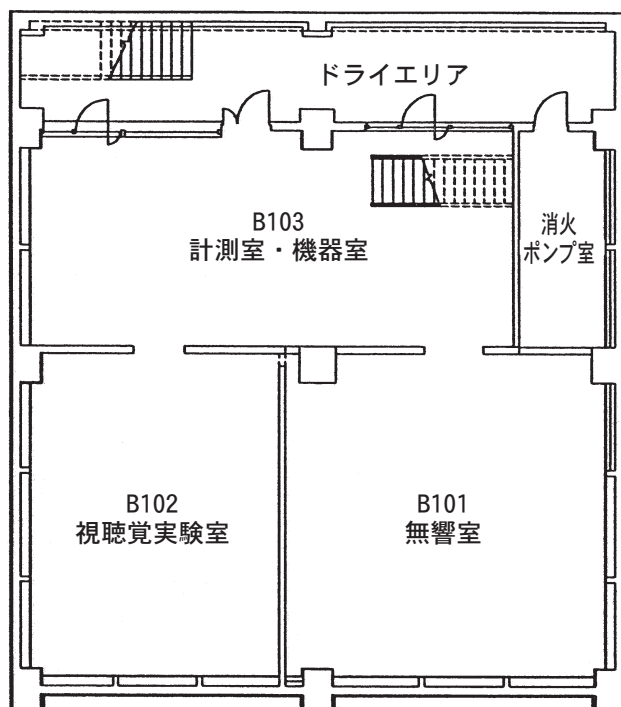
13号館（クリエーションラボ）

< 2階 >

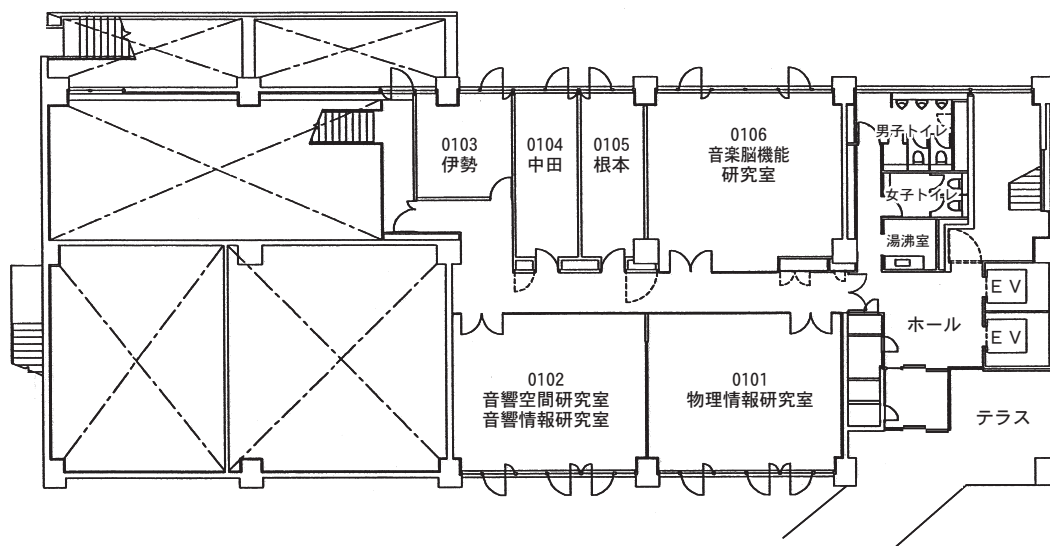


14号館（情報環境学部研究棟）

<地下1階>

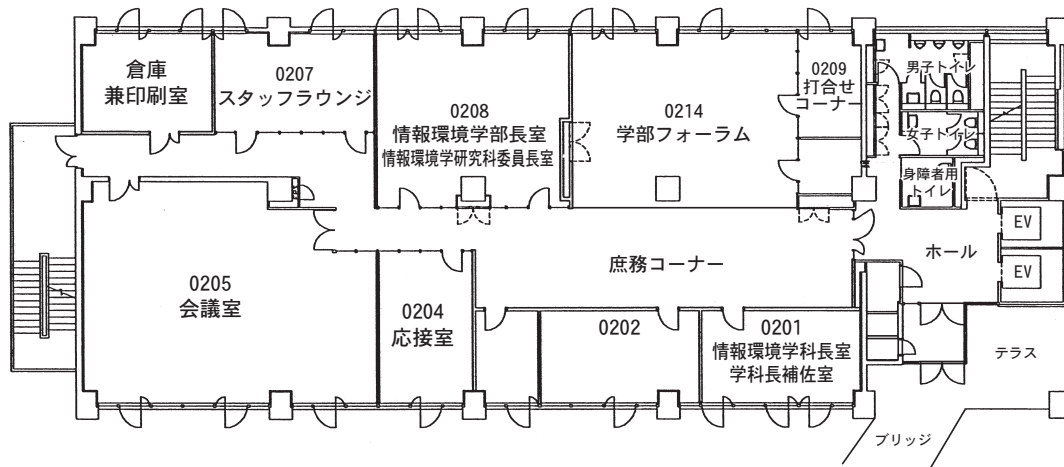


<1階>

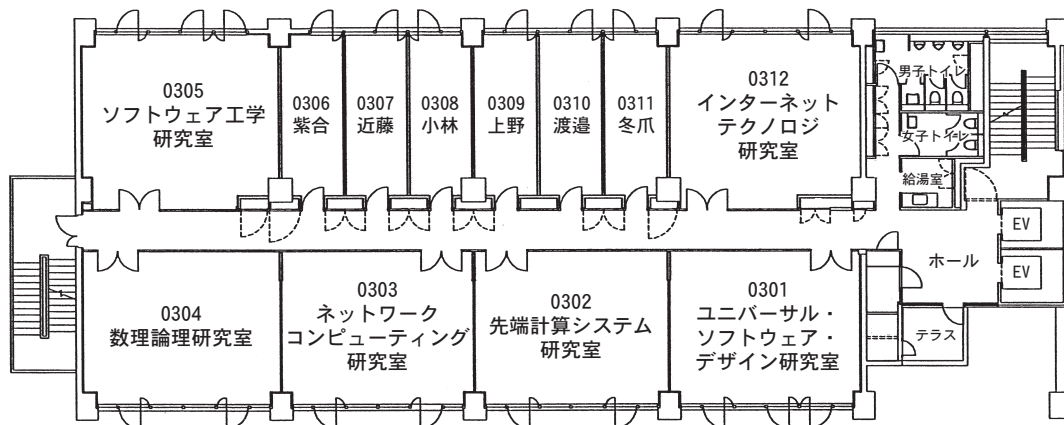


14号館（情報環境学部研究棟）

< 2階 >

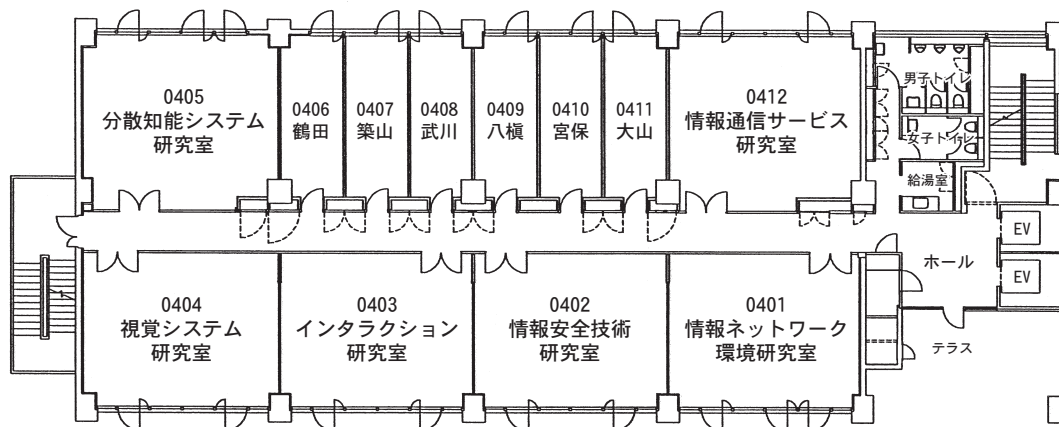


< 3階 >

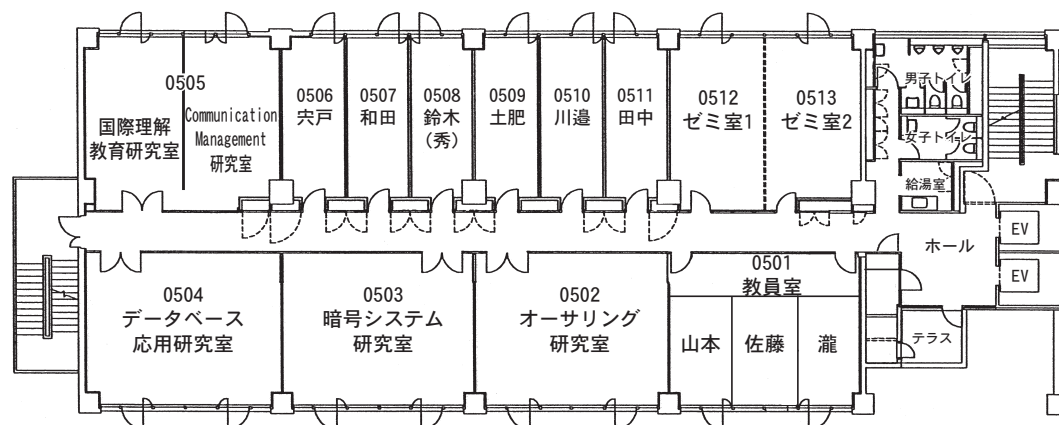


14号館（情報環境学部研究棟）

< 4 階 >

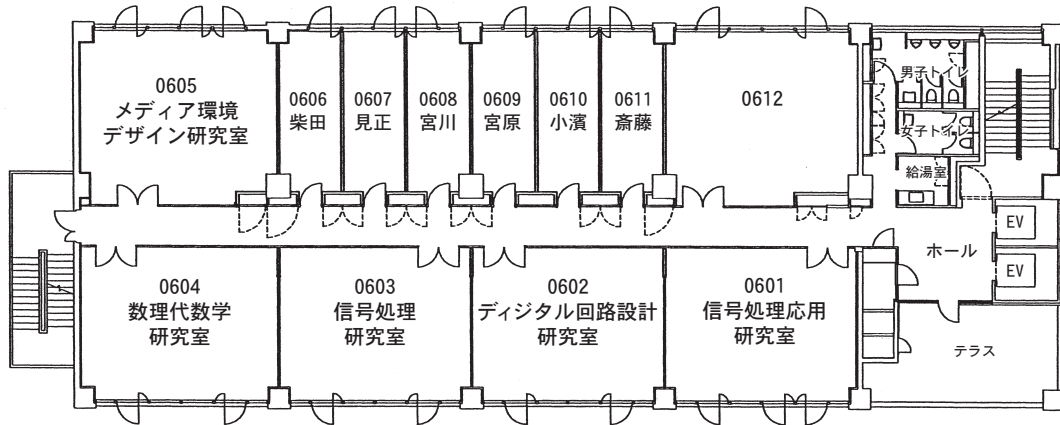


< 5 階 >

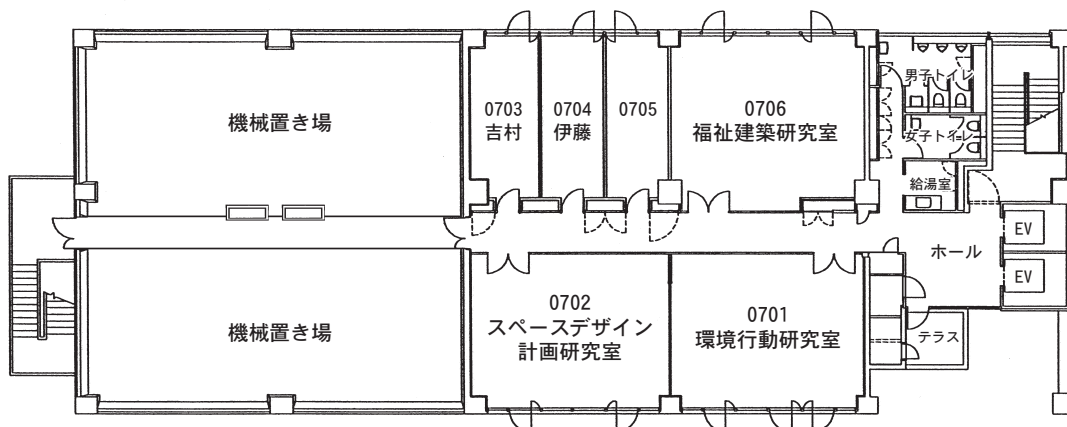


14号館（情報環境学部研究棟）

< 6 階 >

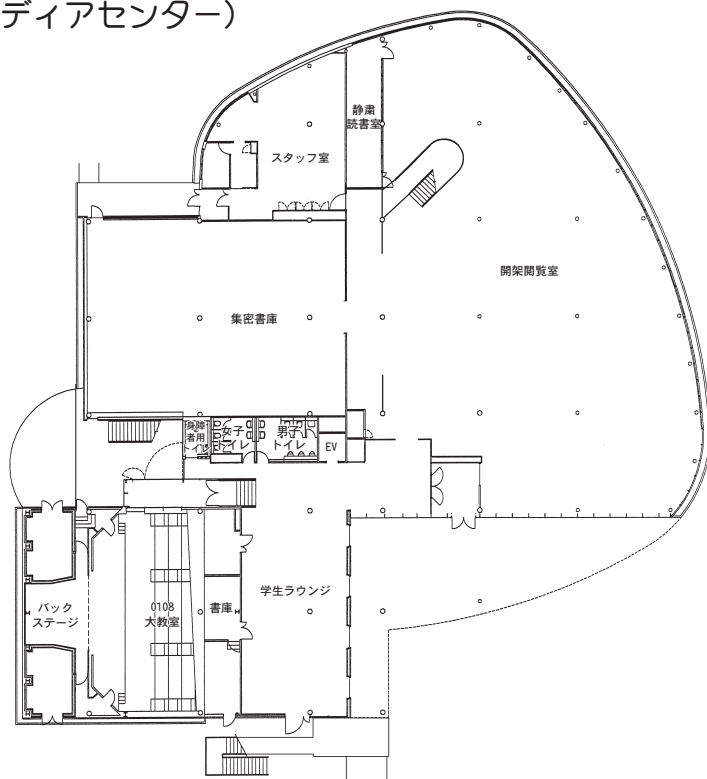


< 7 階 >

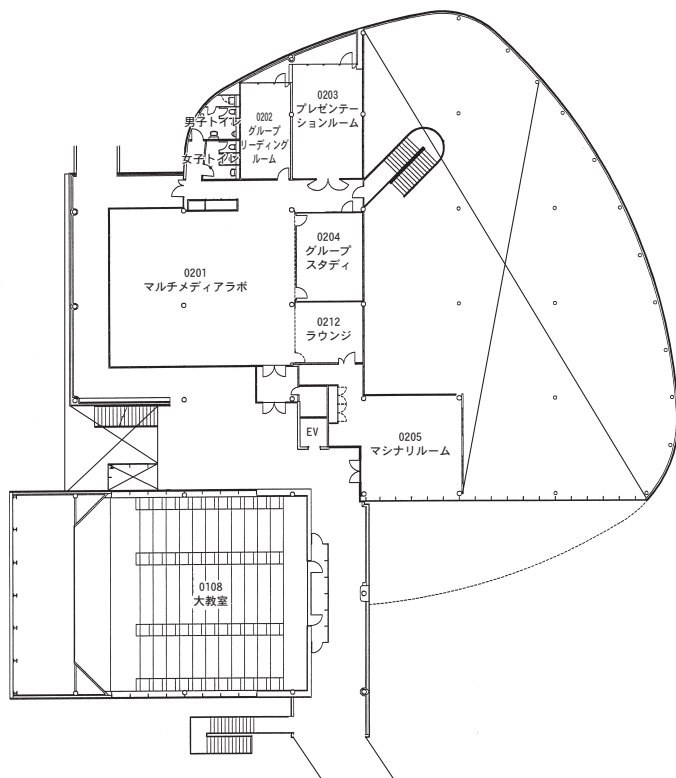


15号館（千葉メディアセンター）

< 1 階 >



< 2 階 >



東京電機大学 校歌

歯切れよく 雄大に

草野心平 作詞

平岡照章 作曲



1. に ち り ん は て ん に か が や き
2. て ん た い は い よ よ ち か づ き

は く う ん は ふ じ に わ き た つ と も が ら よ
め ぐ る し き じ か ん は は や し と も が ら よ

ま ゆ あ げ よ お い な る れ き し の な か で
ゆ め も て よ お い な る じ く う を め ざ し

わ れ ら あ た ら し い し ん り を つ く る ー と う き ょ
わ れ ら あ た ら し い ぶ ん か を つ く る ー と う き ょ

う ー で ん だ い ー わ れ ら が ー ほ こ う ー あ
う ー で ん だ い ー わ れ ら が ー ほ こ う ー あ

あ ー た た え ん か な そ の ー ー で ん と う ー
あ ー さ ん ぜ ん た り そ の ー ー み ら い ー

東京電機大学校歌

一、
日輪は 天にかがやき

白雲は 富士に沸きたつ

朋がらよ 眉あげよ

大いなる 歴史のなかで

われら新しい 真理を創る

東京電大 われらが母校

あゝ讃えん哉

その伝統

二、
天体は いよ近づき

めぐる四季 時間は早し

朋がらよ 夢もてよ

大いなる 時空をめざし

われら新しい 文化を創る

東京電大 われらが母校

あゝ燦然たり

その未来

学校法人東京電機大学の個人情報保護に関する取組み

学校法人東京電機大学は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、保有する個人情報の取扱いについて、適正な収集、利用、管理及び保存を図り、もって個人の権利利益及びプライバシーを保護するため、次の事項を遵守します。

1. 個人情報の収集
個人情報の収集は、必要な範囲内において利用目的を明確に定めて、適正かつ公正な方法によって行います。
2. 個人情報の利用
個人情報の利用は、目的達成に必要な範囲内で利用します。
3. 個人情報の提供
個人情報は、法令に基づくとき、本人の同意があるとき等を除き、第三者に提供いたしません。
4. 個人情報の管理
個人情報は、個人情報保護責任者を定めて、正確かつ安全に、管理及び保存を行います。
5. 個人情報に関する請求への対応
個人情報の開示、不開示、訂正、利用停止等の請求に速やかに対応いたします。
6. 個人情報保護の推進等
個人情報保護推進等のため、必要な組織（委員会）を設置します。

個人情報の取扱いについて

「個人情報保護に関する法律」および「学校法人東京電機大学個人情報保護に関する規程」に従い、以下に定める目的以外に利用することはありません。

- (イ) 入学式、卒業式など、本学が主催する行事のため。
- (ロ) 正課授業および正課外活動のため。
- (ハ) 学籍（進級・休学・退学・除籍）管理、学生証発行、履修関連業務、試験の実施、成績処理、学位（申請・審査・授与）、奨学金業務（申請・受給）、各種証明書発行など、本学における教育・研究活動のため。
- (ニ) 学生の健康管理、学園祭等の学内行事、クラブその他学生組織の指導・連絡などの学生指導を行なうため。
- (ホ) 学生に対するキャリア・就職支援業務、インターンシップ支援業務、各種施設利用など、本学組織や本学施設の運営業務を行うため。
- (ヘ) 教育・研究のために業務上必要な書類の郵送（成績通知書の送付を含む）、電話・メールなどでの連絡のため。
- (ト) 学費等の請求、入金処理、督促等に必要な業務を行うため。
- (チ) 官公庁等の調査依頼に対する回答のため。
- (リ) 学生本人および保証人に対して、本学（本学組織含む）ならびにその関連機関である東京電機大学後援会および社団法人東京電機大学校友会から通知および連絡を行うため。
- (ヌ) その他本学の教育・研究および学生支援に必要な業務を遂行するため。
- (ル) その他法令に基づく場合。

ホームページ

情報環境学部ホームページでは、学部の基本的な情報を紹介しています。(下図参照)
 情報環境学部ホームページ <http://www.sie.dendai.ac.jp/>

TDU 東京電機大学 情報環境学部
 School of Information Environment

サイトマップ 交通アクセス お問い合わせ

学内の皆様へ 受験生の皆様へ

トップページ 学部紹介 コース紹介 教員・研究室 授業科目 キャンパスライフ 資格・就職

時代をリードする、新しい学び

ネットワークを通じて自分でカリキュラムを作る。
 企業や自治体と共同で問題解決に取り組む。
 情報環境学部では、自律的で柔軟性のある人材を育てるため、特色ある教育方法を導入しています。

ネットワーク・コンピュータ工学 JN
 ネットワーク
 コンピュータ
 プログラミング
 and more

デジタル情報工学 JD
 音響・画像
 医用・福祉工学
 システム設計
 and more

建築デザイン JS
 建築
 パーチャル環境デザイン
 and more

コミュニケーション工学 JC
 デザイン工学
 ヒューマンインターフェイス
 人間科学
 and more

目次ボックス トピックス一覧

情報環境学部 第11回学園祭(秋祭)ご来場ありがとうございました
 学部のスマートフォン用サイトがオープンしました
 情報環境学部の学生が制作した番組のご紹介

お知らせ お知らせ一覧

[2013.1.30] 情報環境学研究科 修士論文・成果発表会開催について

[2012.3.31] 2012年度千禧ニュータウンキャンパス スクールバスダイヤについて

[2012.1.12] インターネット利用上の注意について

東京電機大学 情報環境学部
 大学進学相談会
 2012
 今年度のイベントは終了いたしました

SIEスペシャルサイト

入試net
 ©Tenaka Productions

高大連携型教育授業
 「情報環境とは何か？」

大学キャンパス所在地

東京千住キャンパス

〔大学（工学部、工学部第一部、同第二部、未来科学部）・大学院工学研究科・大学院未来科学研究科・大学院先端科学技術研究科〕

〒120-8551 東京都足立区千住旭町 5 番

TEL 03-5284-5333

千葉ニュータウンキャンパス

〔大学（情報環境学部、工学部、未来科学部）・大学院情報環境学研究科・大学院先端科学技術研究科〕

〒270-1382 千葉県印西市武西学園台 2 - 1200

TEL 0476-46-4111

埼玉鳩山キャンパス

〔大学（理工学部）・大学院理工学研究科・大学院先端科学技術研究科〕

〒350-0394 埼玉県比企郡鳩山町大字石坂

TEL 049-296-0042

（財）大学基準協会による認証評価（大学評価）の受審について

認証評価制度は、2002（平成14）年の学校教育法の改正に伴い、各大学は、教育・研究水準の向上に資するため、当該大学の教育・研究、組織・運営、施設・設備等の総合的な状況について、一定期間（7年以内）ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受審することとなり、2004（平成16）年に導入されました。

本学は、2009（平成21）年度に（財）大学基準協会（認証評価機関）において、認証評価を受審した結果、大学基準に適合していることが認定（認証期間：2010（平成22）年4月1日～2017（平成29）年3月31日）されました。

今後も更なる教育・研究活動の充実・発展のため、改善・改革を実施し、学生の皆さんの期待に応えられるよう、教育・研究の質の向上に取り組めます。

情報環境学部事務部窓口取扱時間

期 間	取扱時間
授業期間の平日 (予備日を含む)	9 : 2 0 ~ 1 6 : 5 0
土曜日 授業期間以外の平日	1 0 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

※窓口取扱は (P. 156参照)

平成25年4月1日発行

編 者 情報環境学部事務部

発行者 東京電機大学情報環境学部

〒270-1382

千葉県印西市武西学園台2-1200

TEL 0476-46-4111

印刷所 三陽メディア株式会社

[非売品]



School of Information Environment

TDU